

(案)

# 逗子市地域福祉計画

2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

2023年3月

逗子市

共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざして

## 第1章 計画の策定にあたって

---

- 第1節 逗子市が目指す地域福祉とは…2
- 第2節 計画策定の背景…4
- 第3節 逗子市福祉プランからの変遷について…5
- 第4節 計画の基本理念…6
- 第5節 計画の位置づけ…8
- 第6節 計画の期間…9

## 第2章 計画の体系

---

- 第1節 総合計画との関係…12
- 第2節 福祉分野の個別計画施策体系…13

## 第3章 逗子市の現状

---

- (1) 人口・世帯数の推計結果…16
- (2) 高齢者人口の推移…17
- (3) ひとり暮らし高齢者数の推移…17
- (4) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者の動向…18
- (5) 障害者手帳所有者の推移…18
- (6) 生活保護被保護世帯数及び被保護人員数の推移…19
- (7) 年齢別人口、高齢化率の将来推計…19

## 第4章 施策の方向性・展開

---

地域共生社会の実現に向けて

福祉分野各個別計画の施策目標

～地域でできる取り組み～

～行政・専門機関で行う取り組み～

- 第1節 地域共生社会の実現に向けて…22
- 第2節 逗子市地域福祉推進計画…23
- 第3節 逗子市健康増進・食育推進計画…25

- 第4節 逗子市高齢者保健福祉計画・・・27
- 第5節 逗子市障がい者福祉計画・・・29
- 第6節 逗子市子ども・子育て支援事業計画・・・33

## 第5章 計画の推進体制

---

- 第1節 評価体制・・・37
- 第2節 進行管理と評価方法・・・37
- 第3節 数値目標・・・39

### 【資料編】

#### 1 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査結果

---

- 第1節 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査実施概要・・・44
- 第2節 市民意識調査実施結果(概要)・・・45
- 第3節 個別意見(抜粋)・・・59

#### 2 関係団体意見から見た地域福祉の現状と課題

---

- 第1節 関係団体意見聴取結果・・・62

# 第1章 計画の策定にあたって

第1節 逗子市がめざす地域福祉とは

第2節 計画策定の背景

第3節 逗子市福祉プランからの変遷について

第4節 計画の基本理念

第5節 計画の位置づけ

第6節 計画の期間

## 第1節 逗子市がめざす地域福祉とは

めざす地域福祉の理念を「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現」とし、各施策を推進していきます。

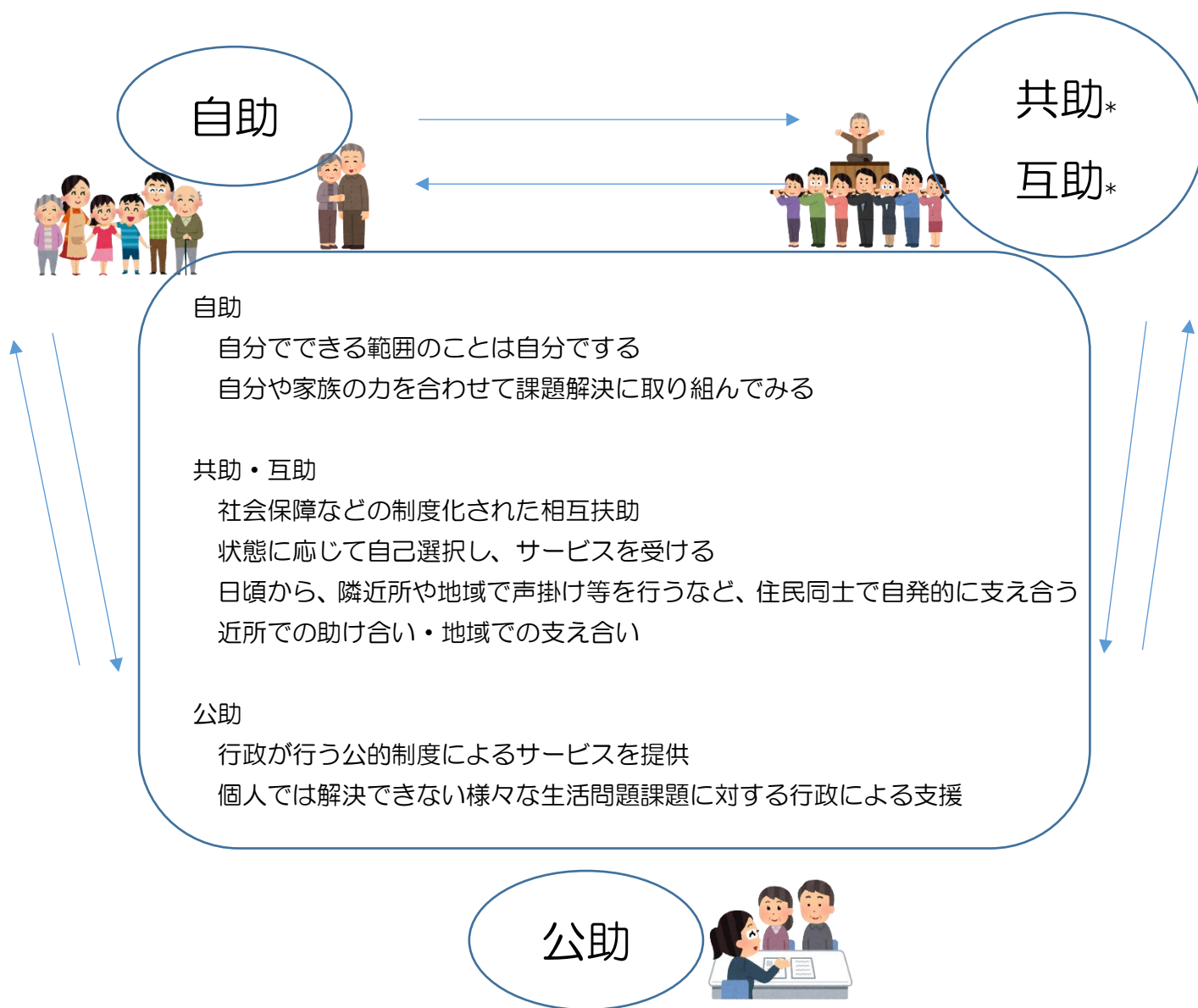
地域福祉は、対象者を限定することなく、地域の人と人とのつながりを大切にしつつ、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことです。これからの福祉におけるまちづくりは、対象者を限定する福祉ではなく、すべての住民が共に生き、心豊かに暮らせるような枠組みが必要です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

そのためには、住民一人ひとりの努力（自助）、介護保険や医療保険などのサービス（共助）、住民同士の相互扶助（互助）、公的な制度（公助）の連携が必要になります。

個人や家庭による自助を基礎とし、ボランティアや住民活動、社会福祉法人などによる地域ぐるみの支え合いや福祉活動などによる共助・互助及び、行政が行う公的制度によるサービスや支援である公助それぞれが連携し、協力し合うことでパートナーシップを構築し、解決するという重層的な取り組みを進めて参ります。

自助、共助・互助、公助が循環し、お互いに刺激し合うことですべての住民が孤立することなく、必ず人とつながっている、ともに生きているという実感が持てる地域共生社会をめざします。

【3助によるパートナーシップイメージ図】



\*共助と互助はお互いに支え合っている、また支え合いにより成り立っているという視点では共通していることから本市では「共助・互助」として、一体的に考えています。

## 第2節 計画策定の背景

本市では、総合計画の基本構想の施策の方向づけを示す5本の柱のうち、総合福祉分野を担う基幹計画として福祉プランを位置づけ、2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までの8年間、総合福祉の視点から逗子市の将来像と理念、施策の目標と方向性を示してきました。一方、社会福祉法の改正により、市町村は地域福祉計画を策定するように努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、地域における上位計画として位置づけることとされました。

本市では、福祉プランを総合計画の下に体系化し、その下に個別計画を連動させる、三層の計画を連動させながら一体的に計画の実現をめざしていましたが、総合計画中期実施計画策定方針において、進行管理を上記の三層の計画で統一させることで、基幹計画・個別計画を推進する上での柔軟性の低下等の課題が生じていることが指摘されました。

そこで、今年度策定する計画においては、総合計画の5本の柱の1つである「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」の実現に向けて、福祉分野個別計画（地域福祉の推進、健康、高齢者保健福祉、障がい者、子ども・子育て）と柔軟に連動させ、名称を地域福祉計画に変更、推進していくこととしました。

少子高齢化や人口減少という日本が抱えている大きな危機を乗り越えていくためには、地域の力を強化し、また持続可能性を高めていくことが必要です。支える側と支えられる側に分かれるのではなく、市民全員が役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

地域共生社会を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められます。

社会全体で見ると、一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050問題や介護と育児のダブルケアなど）や世帯孤立など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しています。このような中、地域共生社会の概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき2021年（令和3年）4月から重層的支援体制整備事業が実施されています。

地域共生社会を実現していくためには、重層的支援体制整備事業に基づいた複雑化・複合化した課題解決に向けた包括的な支援体制を構築することが急務です。今後、すべての市民が孤立することなく、地域福祉を市民全体のことと捉え、全ての世代が繋がりが安心して暮らしていけることのできる逗子市をめざしていきます。

### 第3節 逗子市福祉プランからの変遷について

2018（平成30）年の社会福祉法第107条の改正により、地域福祉計画の策定が市の努力義務となり、盛り込むべき事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」と位置づけられました。

2022（令和4）年度までの逗子市福祉プランでは、「第1部 逗子市福祉プラン」を地域福祉計画を含む福祉分野の5つの個別計画の基幹計画として、「第2部 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画」を社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画と位置づけていました。

今回の計画を策定するにあたり、「第1部 逗子市福祉プラン」を「逗子市地域福祉計画」として社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけ、逗子市における総合福祉を推進するための序章の役割を担います。

「第2部 逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」で掲げた理念を具体化する計画として、また地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進計画として整理をし、一つの計画として独立させることとしました。

（参考）社会福祉法（抄）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同行各号に掲げる事業に関する事項（包括的な支援体制の整備に関する事業）



## 第4節 計画の基本理念

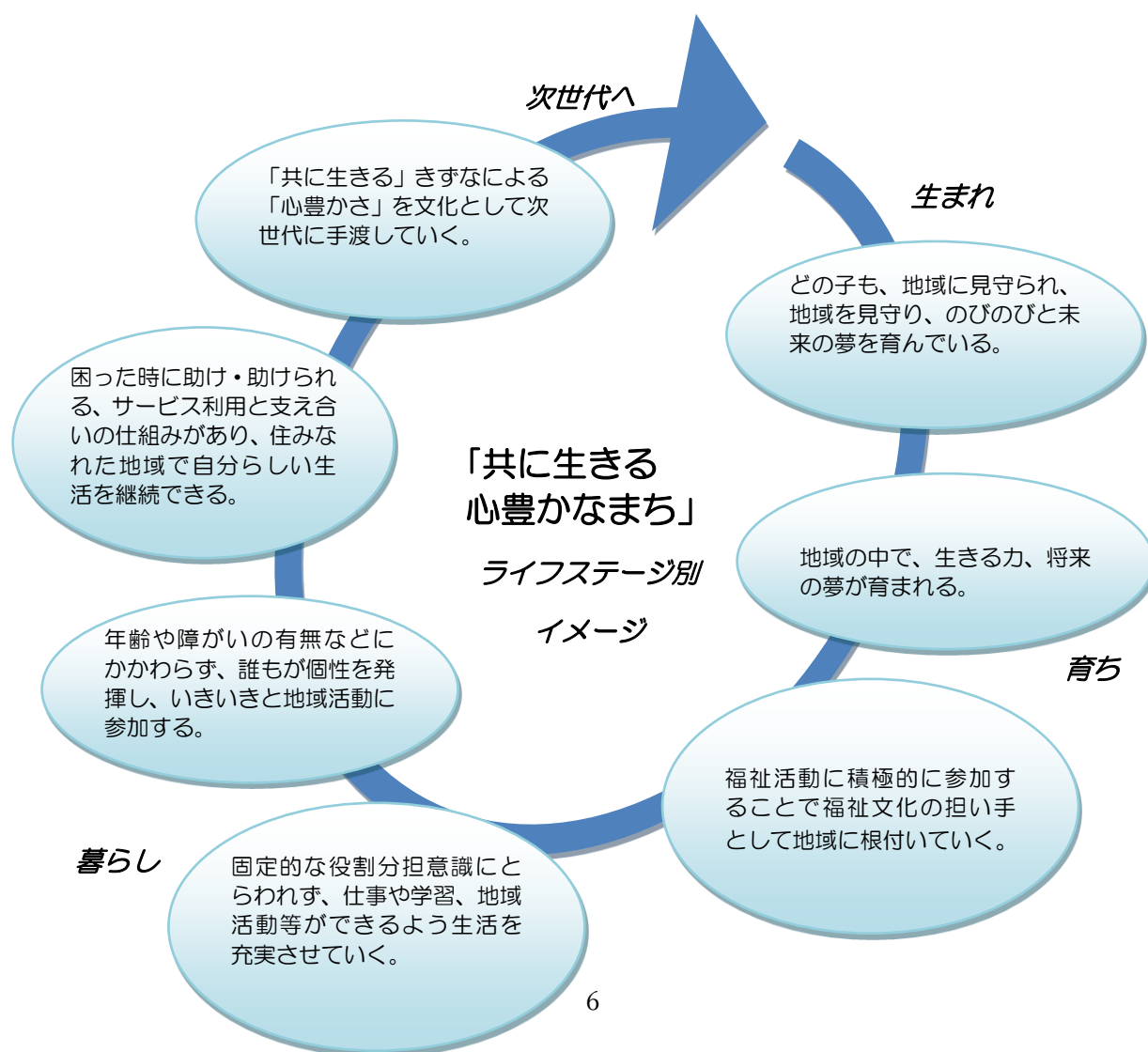
# 共に生き、心豊かに暮らせる ふれあいのまち

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

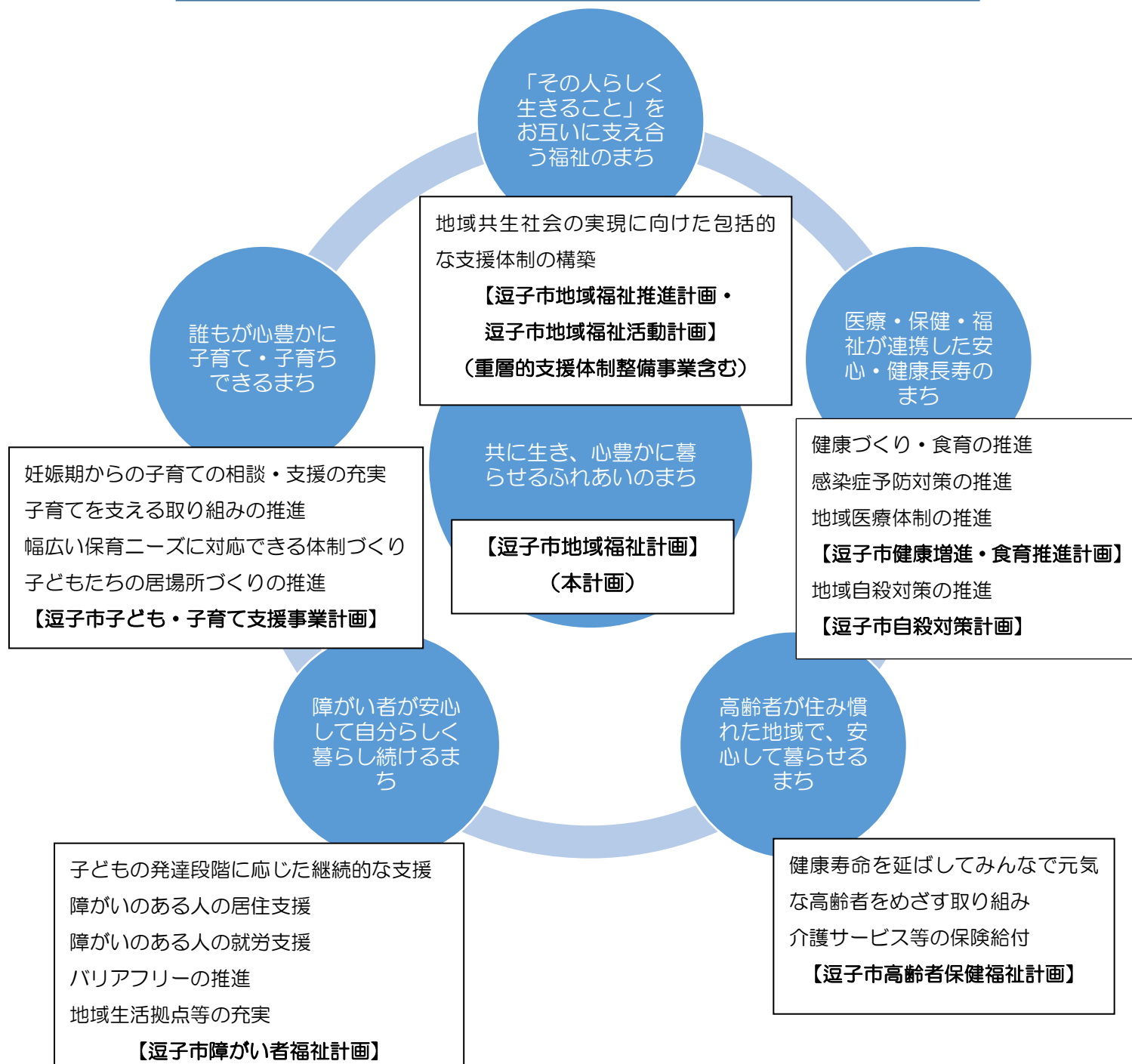
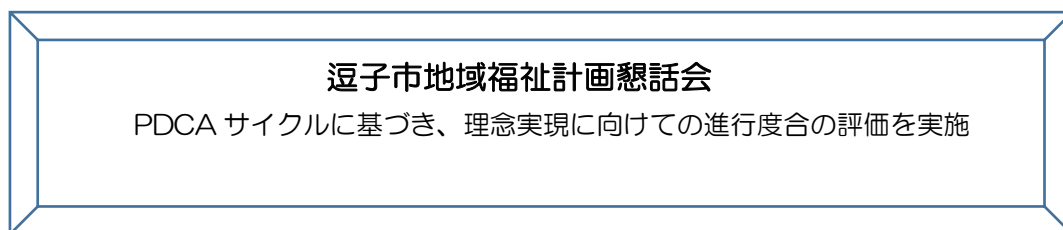
逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心をはぐくみ、次の世代へとつないでいきます。

計画の基本理念を実現するために、わたしたちは行動します。



## 取り組みのイメージ図

(PDCA サイクルに基づき、理念実現に向けての進行度合の評価を実施)



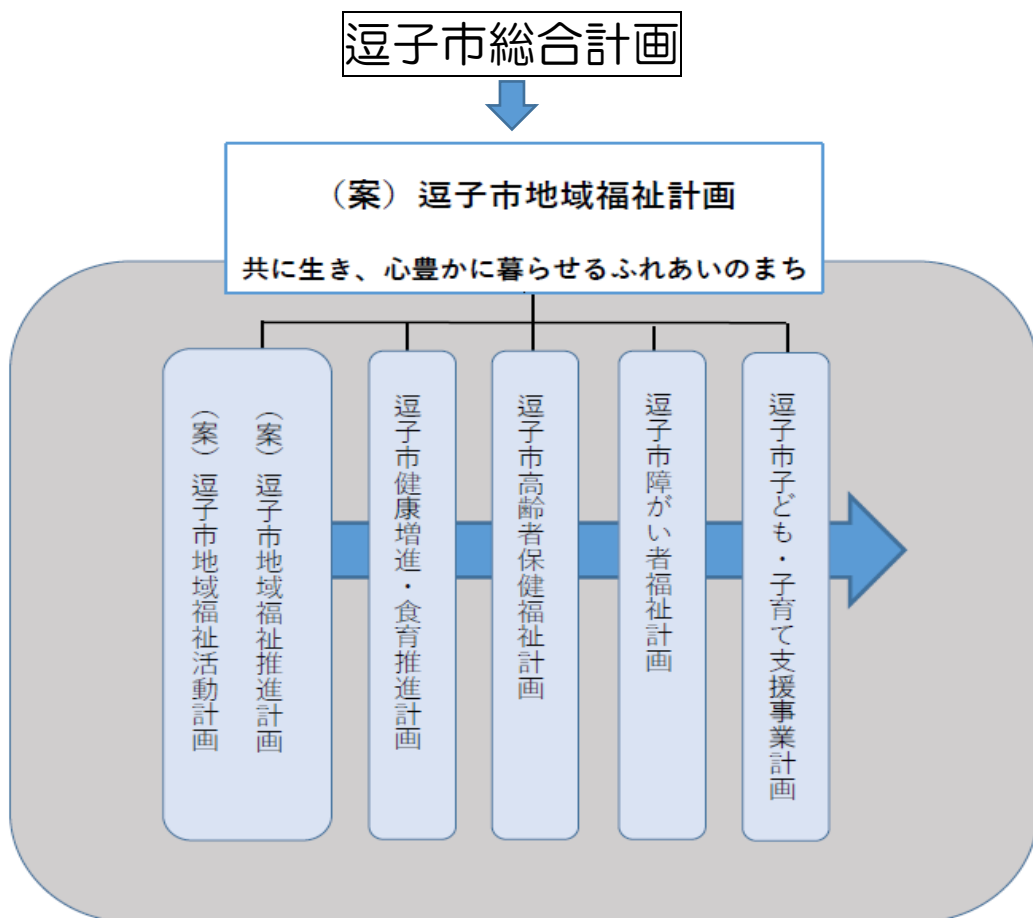
## 第5節 計画の位置づけ

社会福祉法の改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する」、いわゆる上位計画として位置づけられたことから、逗子市福祉プランを逗子市地域福祉計画に名称を変更したうえで策定し、各分野の個別計画と共に推進していきます。

本市における、福祉分野における共通事項は、前節で述べたように、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」をめざすことであり、逗子市地域福祉計画及び各個別計画はこの目標達成をめざし、具体的施策、主な取り組みを決定し、推進していきます。

逗子市地域福祉計画は、福祉行政の基幹となる方針であり、また地域福祉に関する施策を推進するための取り組みの方向性を記載した指針となるものです。よって、福祉関連の行政施策を横断的につなぎ、各々を総合的、包括的に推進していくことが逗子市地域福祉計画の特色になります。

【逗子市地域福祉計画体系図】



## 第6節 計画の期間

2023（令和5）年度から2030（令和12）年度の8年間を見据えた計画とします。社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化に対応するため、必要に応じて4年ごとに中間見直しを実施します。

逗子市総合計画 基本構想	2015（平成27）年度～2038（令和20）年度
逗子市総合計画 中期実施計画	2023（令和5）年度～2029（令和11）年度
逗子市地域福祉計画	2023（令和5）年度～2030（令和12）年度
逗子市地域福祉推進計画	2023（令和5）年度～2030（令和12）年度
逗子市健康増進・食育推進計画	2023（令和5）年度～2030（令和12）年度
逗子市高齢者保健福祉計画	第8期 2021（令和3）年度～2023（令和5）年度
逗子市障がい者福祉計画	第4期 2021（令和3）年度～2026（令和8）年度
逗子市子ども・子育て支援事業計画	第2期 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度



## 第2章 計画の体系

第1節 総合計画との関係

第2節 福祉分野の個別計画施策体系



## 第1節 総合計画との関係

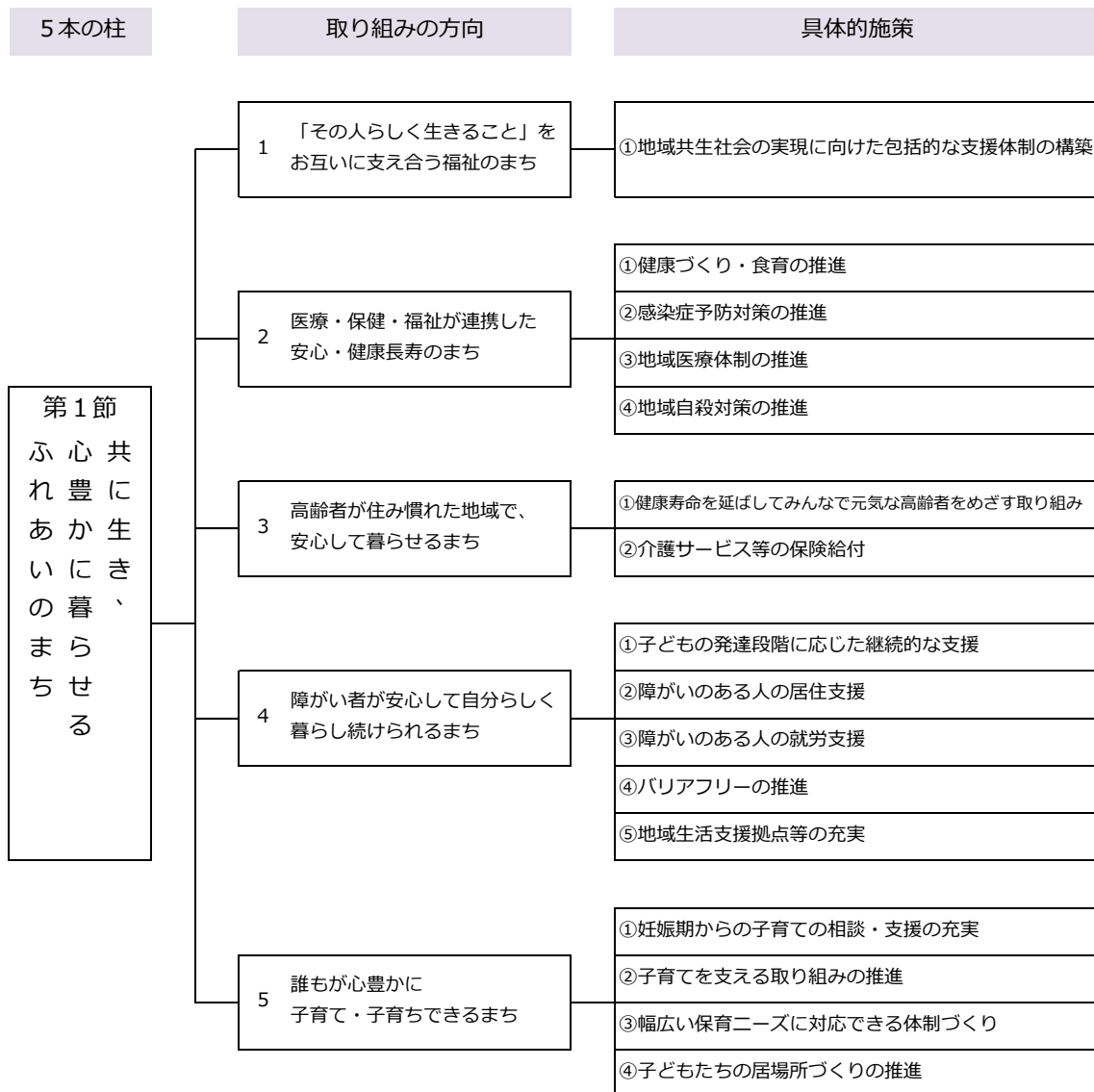
総合計画の基本構想の施策の方向付けを示す5本の柱のうち、総合福祉分野を担う基幹計画として、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を基本理念に地域福祉計画（旧福祉プラン）は位置づけられています。

令和5年度からの逗子市地域福祉計画では、福祉分野における上記の基本理念の実現をめざすため、「上位計画」として、各個別計画と一体的に推進していきます。



## 第2節 福祉分野の個別計画施策体系

逗子市地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野の基盤になる計画として、住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制整備、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築など各施策の方向性を示します。





## 第3章 逗子市の現状

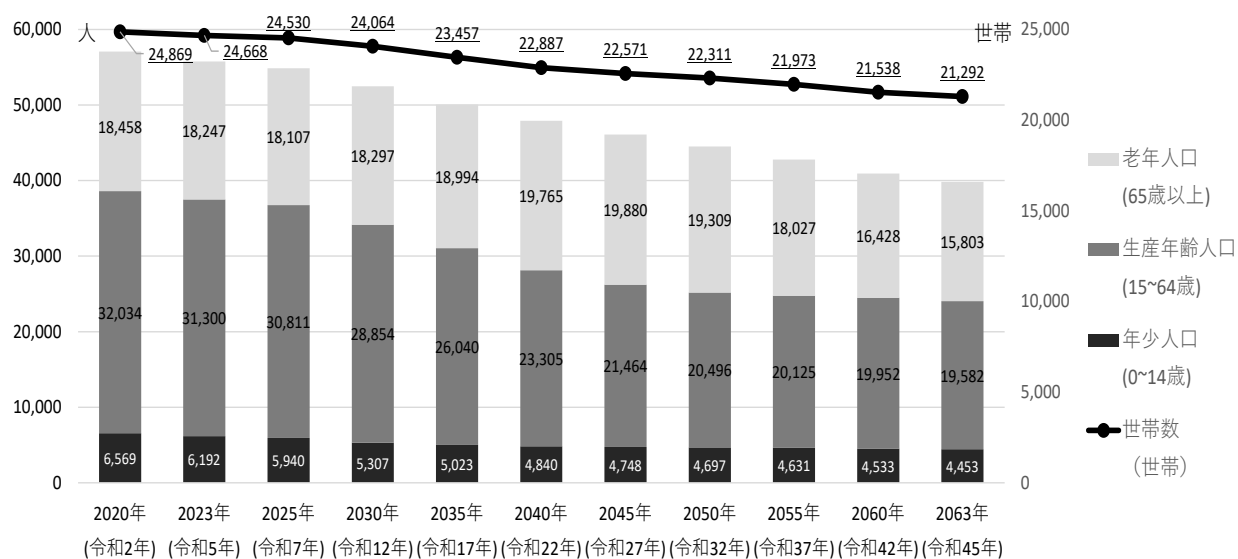
- (1) 人口・世帯数の推計結果
- (2) 高齢者人口の推移
- (3) ひとり暮らし高齢者数の推移
- (4) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者の動向
- (5) 障害者手帳所有者数の推移
- (6) 生活保護被保護世帯数及び被保護人員数の推移
- (7) 年齢別人口、高齢化率の将来推計



(1) 人口・世帯数の推計結果（企画課）

逗子市の人口は、2020年の57,060人から、2023年には55,739人、2030年には52,458人、2040年には47,910人、2050年には44,502人、2060年には40,914人、2063年には39,838人に減少すると推計された。

老年人口（65歳以上）の割合に着目すると、2020年の32.3%から、2023年には32.7%、2030年には34.9%、2040年には41.3%、2050年には43.4%に増加すると推計された。2050年から2055年にかけては、老年人口（65歳以上）の割合が減少し、2060年には40.2%、2063年には39.7%に減少すると推計された。

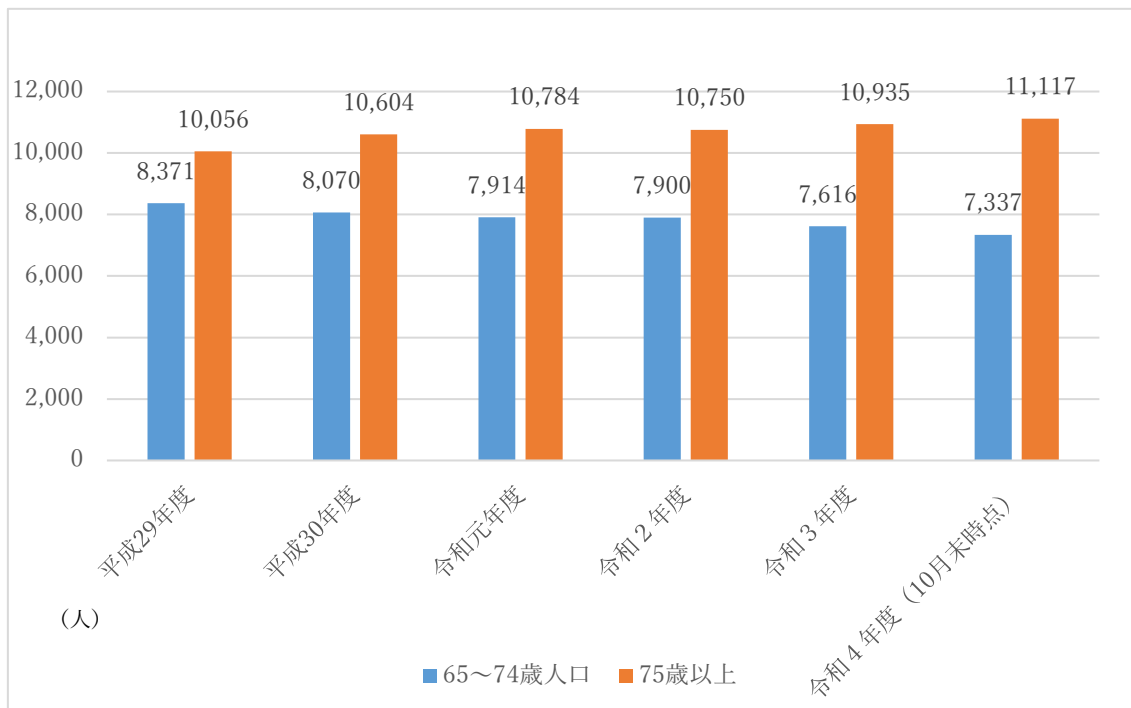


	2020年 (令和2年)	2023年 (令和5年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)	2063年 (令和45年)
年少人口(0~14歳)	6,569	6,192	5,940	5,307	5,023	4,840	4,748	4,697	4,631	4,533	4,453
生産年齢人口(15~64歳)	32,034	31,300	30,811	28,854	26,040	23,305	21,464	20,496	20,125	19,952	19,582
老年人口(65歳以上)	18,458	18,247	18,107	18,297	18,994	19,765	19,880	19,309	18,027	16,428	15,803
計	57,060	55,739	54,858	52,458	50,057	47,910	46,092	44,502	42,783	40,914	39,838

（人口推計結果報告書より）

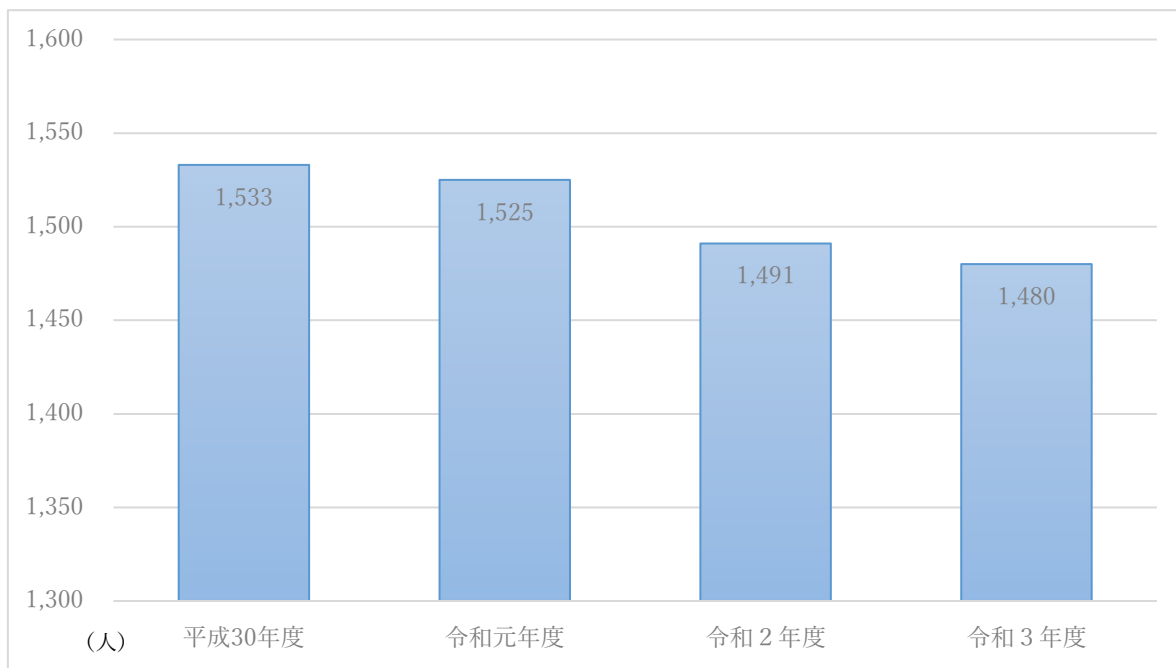
## (2) 高齢者人口の推移（戸籍住民課）

65～74 歳未満の人口は令和2年度に減少していますが、75 歳以上の人口は多少の増減はあるものの、基本は増加し続けています。



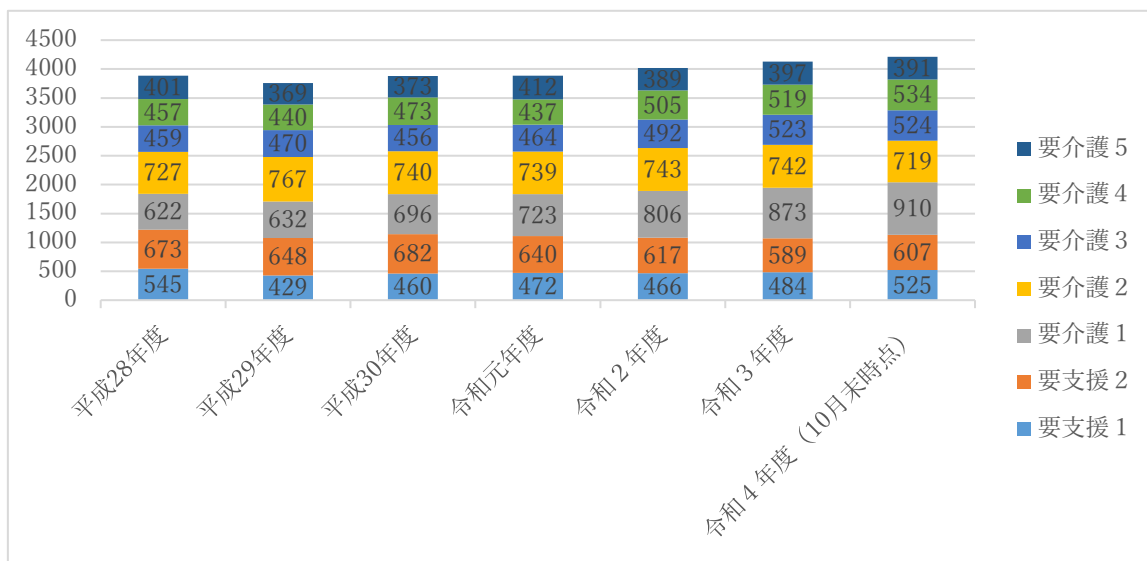
## (3) ひとり暮らし高齢者数の推移（高齢介護課）

ひとり暮らし高齢者数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり令和3年度は平成30年度と比較し96.5%減少しています。



(4) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者の動向（高齢介護課）

要支援・要介護認定者数は、令和に入ってから増加傾向にあります。

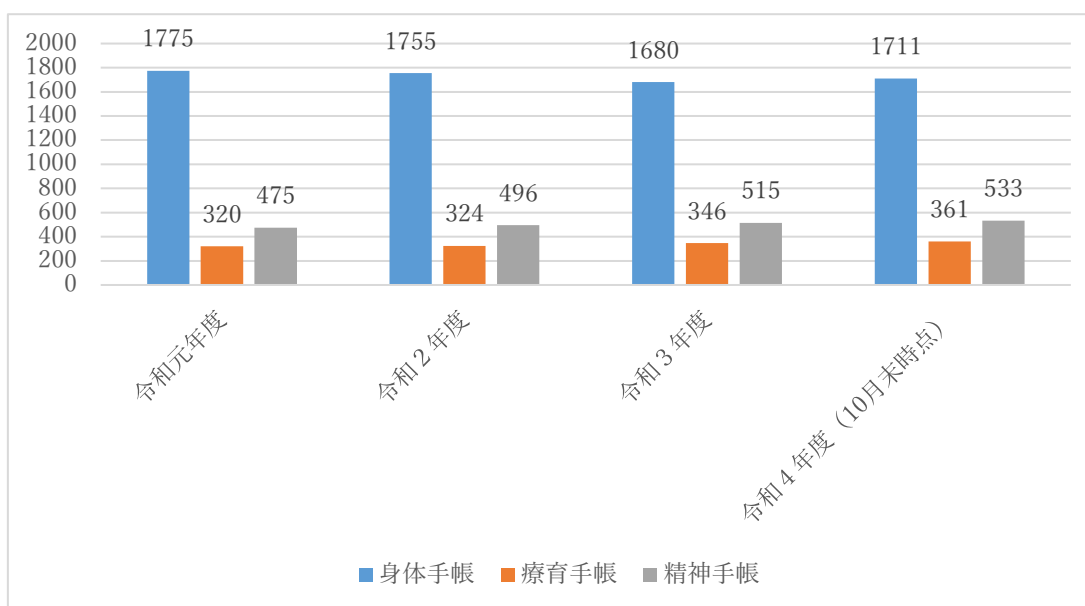


認定者総数

平成 28	平成 29	平成.30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4 (10月末時点)
3,937	3,808	3,943	3,956	4,085	4,196	4,282

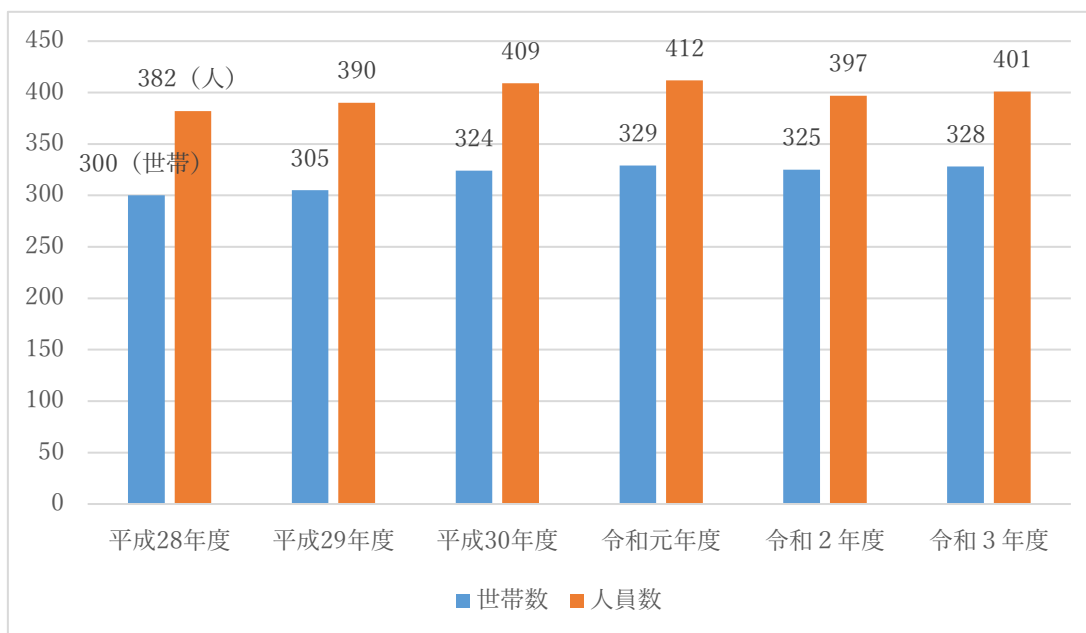
(5) 障害者手帳所有者の推移（障がい福祉課）

障害者手帳の所持者は、それぞれ大きな増減なく推移しています。



(6) 生活保護被保護世帯数及び被保護人員数の推移（社会福祉課）

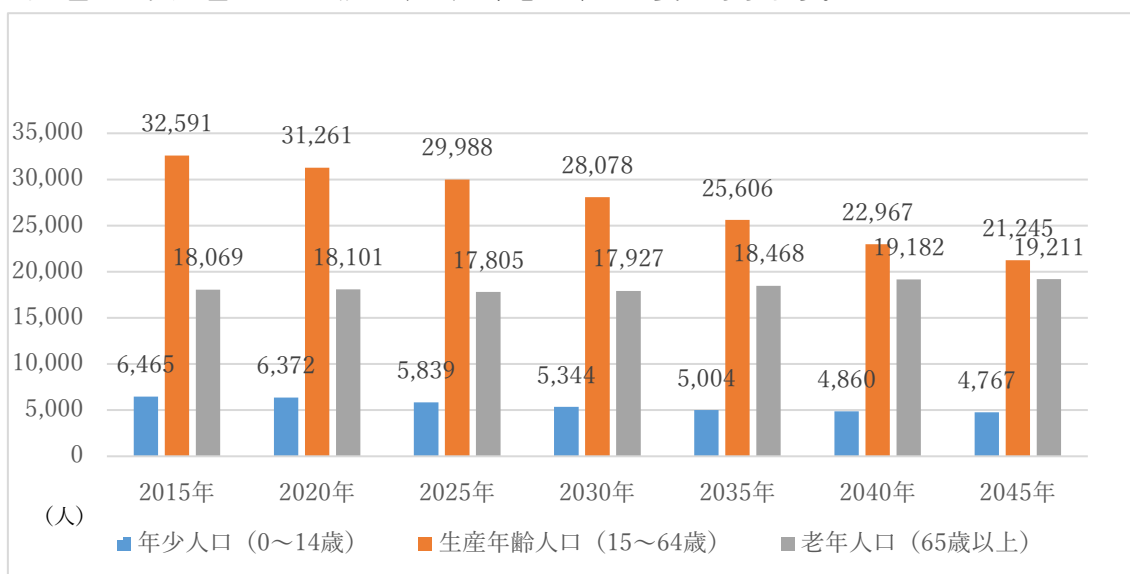
生活保護の受給者の状況については、概ね300世帯、400人前後で推移しています。



(7) 年齢別人口、高齢化率の将来推計（戸籍住民課）

年少人口及び生産年齢人口は、減少傾向になり、老年人口は逆に増加することが推計されています。老年人口の増加に伴い、要支援・要介護などの生活課題を抱える人も増加すると予測されます。

誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるために、住民主体及び積極的な活動による助け合い・支え合いの地域共生社会を早急に築く必要があります。



## 第4章 施策の方向性・展開

地域共生社会の実現に向けて

福祉分野各個別計画の施策目標～地域でできる取り組み～

～行政・専門機関で行う取り組み～

第1節 地域共生社会の実現に向けて

第2節 逗子市地域福祉推進計画

第3節 逗子市健康増進・食育推進計画

第4節 逗子市高齢者保健福祉計画

第5節 逗子市障がい者福祉計画

第6節 逗子市子ども・子育て支援事業計画





## 第1節 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものです。

本市では、地域福祉の推進及び地域共生社会の実現を図るために「地域づくり」、「人づくり」、「仕組みづくり」の3本柱を目標とし取り組みを行っていきます。

各柱の詳細は個別計画である逗子市地域福祉推進計画の章で説明します。



厚生労働省

「地域共生社会のポータルサイト」より引用

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

## 第2節 逗子市地域福祉推進計画

### 【取り組みの方向】

「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

### 【具体的施策】

地域福祉の推進に向けた互いに支え合う「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」

### 【主な取り組み】

- 1 互いに支え合う「地域づくり」
  - (1) 地域における支え合いのネットワークをつくります
    - ア 住民全体の支え合い活動の充実
    - イ 地域における交流の場の充実
  - (2) 地域活動を支援します
    - ア 住民活動のコーディネート
    - イ 地域課題に地域で取り組む体制
- 2 互いに支え合う「人づくり」

地域の福祉力をアップします

  - ア 担い手の活動推進
  - イ 福祉教育の充実
- 3 互いに支え合う「仕組みづくり」

専門機関等との連携により支援へつながる仕組みをつくります

  - ア 権利擁護の推進
  - イ 生活困窮者自立支援
  - ウ 再犯の防止等に向けて
  - エ 地域包括支援センター
- 4 地域共生社会の実現に向けて
  - (1) 本市がめざす地域共生社会

- ア 地域共生社会における包括的支援体制と重層的支援体制整備事業の位置づけ
- (2) 重層的支援体制整備事業について（仕組みづくりにおける手段の一つとして）
  - ア 包括的相談支援事業
  - イ 参加支援事業
  - ウ 地域づくり事業
  - エ アウトリーチ事業
  - オ 多機関協働事業

### 地域共生社会実現に向けた包括的支援体制を構築するために・・・

自分自身・住民同士・地域全体で取り組めること

- 1 隣近所と日ごろから挨拶やコミュニケーションをとってみましょう。
- 2 お互いに顔の見える関係を構築してみましょう。
- 3 地域の一員として、地域課題や困りごとに関心を持ってみましょう。
- 4 市民活動やボランティアに積極的に参加してみましょう。
- 5 地域づくりに参加してみましょう。
- 6 介護予防のための活動に参加してみましょう。
- 7 孤立する人をなくすため、世代間や地域での交流の機会をつくってみましょう。
- 8 地域と行政が連携したイベントを開催してみましょう。
- 9 地域の活動や交流の場の情報を掲示板やインターネット等を活用して発信してみましょう。

### 公助（行政によるサポート）

- 1 地域包括支援センターと連携し、属性を問わない相談支援を行います。
- 2 生活困窮者に寄り添いサポートします。
- 3 地域共生社会を推進するための事業を行います。
- 4 サロン活動の普及・啓発を行います。
- 5 介護予防、生活支援体制を構築します。
- 6 生活支援コーディネーター体制を構築します。

## 第3節 逗子市健康増進・食育推進計画

### 【取り組みの方向】

#### 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくり・食育を推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

### 【具体的施策】

- 1 健康寿命をのばし、健康格差を減らす
- 2 健康を支え、守るための社会環境を整備する

### 【主な取り組み】

- 1 健康寿命をのばし、健康格差を減らすために・・・
  - (1) ひとり一人が主体的に取り組む健康づくり
  - (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
  - (3) 誰もが健康的に暮らせる支援体制の構築
- 2 生涯にわたり食育を推進するために・・・
  - (1) 望ましい食習慣の推進
  - (2) ライフステージに応じた食育の推進
- 3 健康を支え、守るための社会環境を整備するために・・・
  - (1) 様々な媒体を活用した健康情報の発信
  - (2) 市民ボランティア等の育成・支援
  - (3) データを活用した施策の展開
  - (4) 医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との横断的な連携

医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまちの実現のために・・・

自分自身・住民同士・地域全体で取り組めること

- 1 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、健康づくりに主体的に取り組ましよう。
- 2 自分の健康状態を客観的に把握しよう。
- 3 食生活の見直し及び適度な運動により生活習慣病の発症と重症化予防に努めましよう。
- 4 健全な食生活を実践し心身の健康や豊かな人間性を育ましよう。
- 5 近隣の住民同士で健康意識を高め、正しい情報を共有しよう。
- 6 市民が主体の健康づくり活動を地域で進めましよう。
- 7 食にかかわる関係者が相互に連携し食育を進め、持続可能な環境づくりに努めましよう。

公助（行政によるサポート）

- 1 誰もが健康的に暮らせるように、支援体制を構築します。
- 2 様々な媒体を活用し、健康・食に関する情報発信を行います。
- 3 ライフステージに応じた食育を推進します。
- 4 健康情報を普及する市民ボランティアを育成・支援します。
- 5 データを活用した施策を展開します。
- 6 医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体と横断的な連携をします。

## 第4節 逗子市高齢者保健福祉計画

### 【取り組みの方向】

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中であって、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

### 【具体的施策】

介護サービス等の保険給付

### 【主な取り組み】

1 利用料の給付のために・・・

介護サービスの利用給付のために、利用者の尊厳の保持と能力に応じた、日常生活を住み慣れた地域で支援する

2 地域密着型サービスの提供のために・・・

小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護を実施する事業所が機能できるように支援する

3 介護人材の確保、業務効率化の取り組みの強化のために・・・

安定的な介護サービスの供給のため「介護人材の確保」を筆頭に「介護職員の離職防止」「介護需要の削減」の3つの視点に基づき総合的に実施する

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちの実現のために・・・  
自分自身・住民同士・地域全体で取り組めること

- 1 要支援・要介護状態にならないための予防をしましょう。
- 2 地域での活動に積極的に参加しましょう。
- 3 エンディングノートを積極的に活用しましょう。
- 4 身近な相談窓口を見つけましょう。
- 5 要介護・要支援の状態の改善に努めましょう。
- 6 住み慣れた地域で安心して住み続けられるために、住民同士で相互支援を行いましょ  
う。
- 7 一人暮らしや高齢世帯への見守りを民生委員や地域包括支援センターなどと連携  
しましょう。
- 8 身近な相談窓口を地域住民同士で教え合いましょう。

公助（行政によるサポート）

- 1 対象者に適した介護サービスを提供します。
- 2 多様な生活ニーズ、地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域が連携したネ  
ットワークを構築します（重層的支援体制の構築）。
- 3 介護サービスを安定的に利用できるよう、基盤整備を進めていきます。
- 4 住み慣れた地域で日常生活ができるよう支援します。
- 5 入所施設・入居施設の増床をめざします。
- 6 安定的な介護サービス供給のため、介護人材を確保します。
- 7 介護職員の離職防止をするための取り組みを実施します。

## 第5節 逗子市障がい者福祉計画

### 【取り組みの方向】

#### 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション\*とリハビリテーション\*の理念を継承するとともに、ソーシャルインクルージョン\*の考え方に基づき、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現していくまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージに応じた一貫した支援体制を充実するとともに、高齢化や「親亡き後」を見据えた仕組みづくりを進める必要があります。

また、バリアフリーのまちづくりとして道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリー\*も実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

\*ノーマライゼーション・・・障がいのある人を特別視せず施設の中で生活するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

\*リハビリテーション・・・障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。

\*ソーシャルインクルージョン・・・全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

\*こころのバリアフリー・・・障がいや障がいのある人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくすこと。

### 【具体的施策】

- 1 子どもの発達段階に応じた継続的な支援
- 2 障がいのある人の居住支援
- 3 障がいのある人の就労支援
- 4 バリアフリーの推進
- 5 地域生活支援拠点等の充実



## 【主な取り組み】

- 1 子どもの発達段階に応じた継続的な支援のために・・・
  - (1) 療育教育総合センターの運営（療育推進事業の推進）
  - (2) 早期発見・早期療育のための相談体制等の充実
  - (3) 相談支援事業所との連携及び切れ目のない支援の充実
  
- 2 障がいのある人の居住支援のために・・・
  - (1) グループホームの整備の支援
  - (2) グループホームの家賃助成
  
- 3 障がいのある人の就労支援のために・・・
  - (1) 障がい特性に応じた就労支援体制づくり
  - (2) 知的障がい者等の雇用促進
  - (3) 就労系障害福祉サービスの充実
  
- 4 バリアフリーの推進のために・・・
  - (1) 障がい理解のための啓発と自発的な取り組みの支援（障がい者の住みよいまちづくりの推進に係る事業）
  - (2) 公共施設整備バリアフリー懇話会の運営（バリアフリーのまちづくりの推進）
  - (3) 福祉教育の推進
  
- 5 地域生活支援拠点等の充実のために・・・
  - (1) 緊急時の受け入れ・対応等の整備
  - (2) 相談機能・地域の体制づくり等の充実
  - (3) 体験の機会・場の促進

障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現のために・・・  
自分自身・住民同士・地域全体で取り組めること

- 1 ひとり一人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成する中で、課題解決のための本人の役割を意識し、自己決定・自己選択を行っていきましょう。
- 2 安全に、安心して生活できるよう、日頃から地域や関係機関等とコミュニケーションを図り、緊急時対応や防災・防犯対策を進めましょう。
- 3 就労のほか、文化・スポーツ活動、自治会などの地域活動、ボランティア等社会貢献活動に積極的に参加しましょう。
- 4 ひなたファイルを活用することにより、子どもの育ちや支援の内容などの情報を一元化し、全ての人たちの共通理解のもと一貫した支援を受けることができるようにしましょう。
- 5 基幹相談支援センターを中心として相談支援の質の向上と連携の強化を図りましょう。
- 6 障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据えて、その生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の仕組みづくりを進めましょう。
- 7 多くの市民や障がいや障がいのある人への理解を深め共生社会を実現できるよう、理解促進研修・啓発事業、交流・ふれあい事業、地域での支え合い活動等を継続していきましょう。
- 8 障害者差別解消地域連絡会や広報、ホームページ、講演会等の啓発を通じて、地域での権利擁護への理解を深めましょう。
- 9 障がいのある人が安心して生活を継続できるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の担い手である事業者と市が連携して質の高いサービス提供体制の構築に努めましょう。
- 10 障がいのある子どもやその家族が、不安や困りごとが少なく、地域で充実した生活を送るために、地域全体で障がい理解を深めましょう。

## 公助（行政によるサポート）

- 1 グループホームの整備促進と入居支援を行います。
- 2 公共施設整備バリアフリー懇話会で意見聴取することにより、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設のバリアフリー化を進めます。
- 3 情報アクセシビリティ\*の向上を図り、障がいのある人の自己決定・自己選択を支援します。
- 4 市職員を対象とした研修や市役所内でのトライアル雇用を実施することにより、障がいへの理解を促進し、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に即した配慮の徹底を図ります。
- 5 障がいのある人が安心して働くことができるよう、関係機関との連携のほか、事業者への理解促進及び啓発、知的障がい者等雇用報償金、通所体験事業及び各種助成制度についての周知に努めます。
- 6 手当制度や助成事業の実施により、経済的支援を実施します。
- 7 支援人材の育成・確保のために事業者を支援します。
- 8 子どもの発達段階に応じた継続的な支援を行うため、療育教育総合センターを運営します。
- 9 早期発見・早期療育のため、相談体制等を充実させます。

\*情報アクセシビリティ・・・年齢や障がいのある・なしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できる度合いのこと。

## 第6節 逗子市子ども・子育て支援事業計画

### 【取り組みの方向】

#### 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して子どもを産み育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもがその権利を擁護され、愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に子育て・子育てできるまちづくりをめざします。

### 【具体的施策】

- 1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします
- 2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします
- 3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします
- 4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します
- 5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします

### 【主な取り組み】

- 1 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします  
潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
- 2 子育て情報の発信と、地域とのつながりをめざします  
子育て情報の収集と効果的発信
- 3 安心して子どもを産み育てられるまちをめざします  
妊娠や子育ての相談・支援の充実
- 4 子どもの権利の保障と、支援が必要な子どもとその家族へのサポートを充実します  
すべての子どもを受け入れる環境づくり
- 5 仕事と子育ての両立しやすい環境の充実をめざします  
男女の多様な働き方に対するサポート

誰もが心豊かに子育て・子育てできるまちの実現のために・・・  
自分自身・住民同士・地域全体で取り組めること

- 1 子育てに関する情報を取得しましょう。
- 2 子育て関連施設や遊びの場を活用し、仲間や地域とともに子育てを楽しみましょう。
- 3 子育てに関しわからないことや、不安、孤独を感じたら相談しましょう。
- 4 地域全体で子どもを見守り、支援する体制をつくりましょう。
- 5 子どもたちが地域行事に主体的に参加する取り組みを行いましょう。

公助（行政によるサポート）

- 1 計画的に施設整備等を図り、潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保を図ります。
- 2 子育てに関する情報提供を充実させます。
- 3 妊娠・出産・子育てに関する相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のないきめ細かい支援をめざします。
- 4 保育所等において支援が必要な子どもの受け入れ体制の充実に努めます。
- 5 仕事と子育ての両立ができるようワークライフバランスの取り組みを進めます。



## 第5章 計画の推進体制

第1節 評価体制

第2節 進行管理と評価方法

第3節 数値目標

## 第1節 評価体制

計画の実現に向けて、個別計画と部局の枠を越えて連携するだけでなく、地域住民、ボランティア、逗子市社会福祉協議会等の関係団体、事業所とも連携を図りつつ、逗子市地域福祉計画懇話会にて、計画の進捗状況について定期的な進行管理や評価を行います。

逗子市地域福祉計画を策定するにあたり、懇話会名称も逗子市福祉プラン懇話会から逗子市地域福祉計画懇話会へ変更します。

## 第2節 進行管理と評価方法

PDCA サイクルの考えに基づき、計画の進行管理を行います。

第4章で掲載した各計画の具体的施策、主な取り組みを「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」をめざすための重要施策として認識し、毎年各項目の進行管理を実施します。

目標に対する評価を個別計画所管課で行い、その結果を懇話会で報告し、総合的な事業評価をもって、効果検証を行います。

### Plan(計画)・・・目標の設定とそのための計画づくりを行う

逗子市地域福祉計画を策定し、福祉行政における共通目標を設定、認識し、それを実現させるために各個別計画にて取り組みの方向を決定し、それに基づいた具体的施策を展開していきます。各個別計画では自助、共助・互助、公助の側面から地域全体で取り組みを行っていきます。

各個別計画にて現状分析を行い、目標と現状のギャップを洗い出し、対処すべき課題の検討をします。

### Do(実行)・・・計画を実行する

計画を実行に移します。

実行のプロセスや結果の事実を記録し、計画と現実のギャップを把握します。

### Check(評価)・・・実施した結果を評価し、分析を行う

実行した内容の検証を行います。

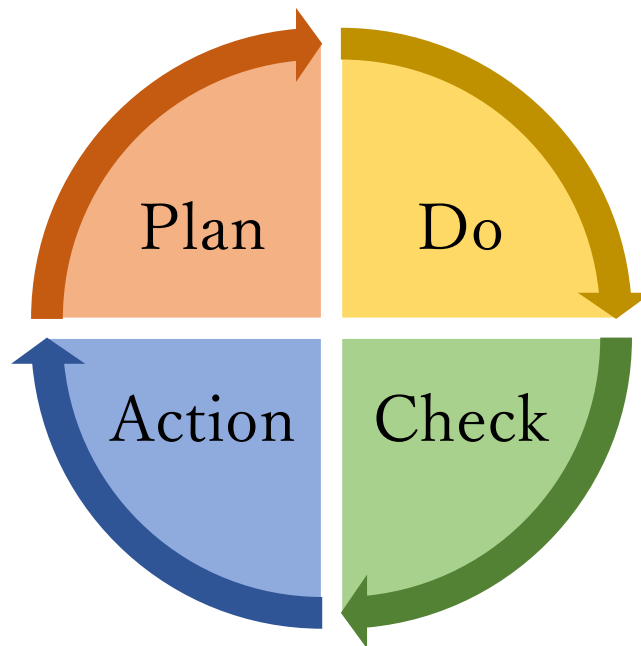
特に計画通りに実行できなかった場合、なぜ計画通りに実行できなかったのか、要因分析を入念に行います。



## Action(改善)・・・評価結果から、改善や対策を行い、次の計画につなげる

検証結果を受け、計画に沿っていない箇所を洗い出し今後どのような対策や改善を行っていくべきか懇話会にて検討します。改善策が複数ある場合は、優先順位をつけて絞り込みます。

Action で考察した改善策をもとにまた Plan に戻り、PDCA サイクルをさらにまわしていきます。



### 第3節 数値目標

#### 1 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち(地域福祉計画)

目標【2029年度(令和11年度)】	現状【2022年度】
共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	—

#### 2 各個別計画

##### (1)「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち(逗子市地域福祉推進計画)

###### ① 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築

【2029年度(令和11年度)】	現状(2022.3)
地域包括支援センターが担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3包括支援センター合計で年120件になっている。	36件(3包括支援センター合計)

##### (2) 医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち(逗子市健康増進・食育推進計画)

###### ① 健康づくり・食育の推進

【2029年度(令和11年度)】	現状
国民健康保険被保険者の1人当たり医療費の伸び率を、県平均以下に抑制している。	2017年度～2021年度の平均伸び率 2.5%

###### ② 感染症予防対策の推進

【2029年度(令和11年度)】	現状(2022.3)
予防接種対象者への個別通知の送付率100%を維持している。	100%

###### ③ 地域医療体制の推進

【2029年度(令和11年度)】	現状(2022.3)
「一番不便または不満を感じる事柄」について、「医療施設が整っていない」と回答する人の割合が20%以下になっている。	38.2%

###### ④ 地域自殺対策の推進

【2029年度(令和11年度)】	現状
自殺者数が0人になっている。	8人(令和3年1月～12月分)

(3) 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち(逗子市高齢者保健福祉計画)

① 健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
元気高齢者の割合が83%になっている。	78.89%

② 介護サービス等の保険給付

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
特別養護老人ホームの待機者数が100人以下になっている。	162人

(4) 障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち(逗子市障がい者福祉計画)

① 子どもの発達段階に応じた継続的な支援

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
療育教育総合センターを18歳までに一度でも利用したことのある市内の子どもの割合が18.9%になっている。	12.6%

② 障がいのある人の居住支援

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
市内におけるグループホームの施設数が12か所になっている。	7か所

③ 障がいのある人の就労支援

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数が18人/年になっている。	6人

④ バリアフリーの推進

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
「障がいや障がいのある人に対し、社会全体の理解が進んできた」と回答する人の割合が66%以上になっている。	59.1%

⑤ 地域生活支援拠点等の充実

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
緊急時の受け入れ・対応の対象となるハイリスク者の登録者数が30人になっている。	2人

(5) 誰もが心豊かに子育て・子育てできるまち(逗子市子ども・子育て支援事業計画)

① 妊娠前からの子育ての相談・支援の充実

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
保健師及び助産師が、乳児がいるすべての家庭を訪問し、相談に応じている。	93.1%

② 子育てを支える取り組みの推進

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
ファミリーサポートセンターに登録している支援会員（両方会員を含む）の登録人数が550人になっている。	434人

③ 幅広い保育ニーズに対応できる体制づくり

【2029年度（令和11年度）】	現状
保育所等入所待機児童が0人になっている。	13人（2022.4.1）

④ 子どもたちの居場所づくりの推進

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
体験学習施設「スマイル」の主催講座の延べ参加者数が2,000人/年になっている。	557人



## 【資料編】

### 1 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査結果

第1節 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査実施概要

第2節 市民意識調査実施結果（概要）

第3節 個別意見（抜粋）

## 第1節 逗子市の地域福祉に関する市民意識調査実施概要

### 1. 調査の目的

地域社会の実現に向けて、市民の近所との関わりや地域での助け合いに関する考え方、市の福祉に関する取り組みへの意見等について調査し、結果を逗子市地域福祉計画に反映させることを目的に次のとおりアンケート調査を実施しました。

### 2. 調査方法

調査区域	市内全域
調査対象	18歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出
対象者数	2,000人
実施方法	郵送配布-郵送回収法
実施時期	令和3年10月28日~11月24日

### 3. 回収結果

配布数	2,000通
回収数	1,140通
無効票（白票）	28通
有効回収数	1,112通
有効回収率	55.6%
性別	男性43.1%、女性53.1%
年齢	65歳以上が約4割

## 第2節 市民意識調査実施結果（概要）

### 1 地域での生活について

#### （1）近所との関わり

- ・年齢が低い層ほど近所づきあいが希薄な傾向であり、近所づきあいが希薄な理由としては、つきあいをするきっかけがないことをあげる方が多くなっています。
- ・近所づきあいの考え方は、前回調査と比較すると、やや密なつきあいを避ける傾向にあるものの、いざというときの助け合いや日常の見守りや声掛けに関しては、多くの方が関心を持っています。また、近隣とのつながりや地域の出来事に関心を持つこと、住民同士の助け合いの意識の醸成についても前向きな意見が多くなっています。
- ・地域で気になっていることは、災害時対応への不安、買い物環境の不満のほか、地域・世代間交流が不十分、集いの場の不足などが多くあげられています。
- ・困りごとの解決には、市と地域住民の協力が重要との意識が強いものの、近所に困っている人がいるかどうかは、多くの方がわからない・判断できない状況にあります。

#### （2）災害に備えて

- ・災害時の避難路や避難方法は約6割の方が確認しているものの、自力で避難できないと考えている方の割合は、前回調査と比較して増加しています。
- ・避難行動要支援者避難支援制度の認知度は1割台前半と低く、中でも男性や10・20歳代、池子小学校区で低くなっています。一方、災害発生時には、約3割～5割の方は避難行動要支援者に対して安否確認や移動支援、災害状況の情報提供等ができると回答しており、制度の周知とともに、非常時を想定した支援の仕組みづくりを進めていく必要があります。
- ・災害時を想定した自治会等での住民情報の共有は、災害時など緊急の場合に限定するという考え方が5割台前半と最も支持されているものの、年齢や居住支援、家族構成別で見ると、日ごろの地域の見守り活動などのためにも情報共有したほうが良いという考え方の割合が高いなど、属性別の特徴が見られます。
- ・災害に備えて地域で必要な準備としては、支援が必要な人の把握と支援体制整備や、住民同士の日ごろのつながり・助け合いを約5割の方が回答しているものの、前回調査と比較すると、一部の選択肢は回答割合が減少しており、地域における災害への備えの重要性について、改めて啓発を図っていく必要があります。



### (3) 困りごと

- ・日常生活の悩みや困りごとは、健康や老後・将来に関するものの回答が多く、次いで災害時等の対応、収入や家計、介護等の問題が続きます。
- ・困りごとの相談先は、年齢が低い層では身内や友人・知人、年齢が高い層では行政や医療・福祉関係、近所の人当の割合が高い傾向がみられます。
- ・コロナ禍の影響により、約6割の方が人と接する機会が減少したと回答しており、若い世代では通勤、通学等の制限、高齢者では趣味の機会の減少の割合が高いなど、年齢別の特徴がみられます。

## 2 地域での活動について

- ・4人に1人の方が地域活動に参加していると回答しているものの、前回調査と比較すると、その割合は減少傾向となっています。また、参加している地域活動の内容は、自治会・町内会が最も多くなっています。
- ・ボランティア活動について、現在活動している方が約1割で、福祉関係やスポーツ・健康づくり等が上位にあげられているものの、地域活動と同様、ボランティア活動している方の割合は減少傾向となっています。
- ・ボランティア活動に参加したきっかけは、社会貢献、健康維持、仲間づくり、勉強の機会当が上位にあげられています。一方ボランティア活動をしていない理由は仕事や家庭の事情との回答が約4割で最も多いものの、活動を始めるきっかけがない、どんな団体があるかわからない等の回答も上位にあげられており、活動機会の提供や既存情報の効果的な発信方法を検討していく必要があります。

## 3 逗子市社会福祉協議会について

- ・半数近くの方が逗子市社会福祉協議会を知っていると回答しているものの、知っている方の割合は、前回調査と比較して減少しており、特に若い世代の認知度が低くなっています。
- ・社会福祉協議会の活動の認知度は、赤い羽根共同募金、広報誌「さくら貝」、高齢者のサロン活動の順に高く、各活動への参加・協力状況は、赤い羽根共同募金、高齢者のサロン活動、お互い様サポーターの順となっています。
- ・今後参加・協力してみたい活動として、フードドライブ、お互いさまサポーター、高齢者のサロン活動等が上位にあげられているものの、いずれの選択肢も5%以下と低い割合となっており、活動の周知や参加・協力しやすい仕組みを検討していく必要があります。

#### 4 地域の福祉制度と取り組みについて

##### (1) 権利擁護

- ・日常生活自立支援事業（逗子あんしんセンター）は、年齢が高い層ほど認知度が高いものの、全体の認知度は約2割にとどまります。また、将来的に逗子あんしんセンターを利用する意向のある方が約3割に対し、わからないと回答した方が5割台後半と多くなっているため、引き続き情報発信と事業内容の周知が課題となっています。
- ・成年後見制度の認知度は7割台半ばとなっており、60歳代や夫婦のみ世帯、久木小学校区で認知度が高くなっています。成年後見人に財産管理等を任せることに関しては、男性や80歳以上、ひとり暮らし等で否定的な回答がやや多く、制度の利用促進とともに関連する各種事業・取り組みを含めた支援の環境づくりが重要となっています。
- ・虐待に関する通報義務の認知度は、高齢者、障害者に関してやや低くなっており、引き続き制度の周知を進めていく必要があります。

##### (2) 生活困窮者支援

- ・生活困窮者支援については、7割台後半の方が必要な制度であると認識しており、自身や身近な人に問題を抱える人がいるため必要であると回答した方の割合は、30～40歳代、小坪小学校区、三世帯世帯でやや高くなっています。
- ・生活困窮者の自立に向けて市が行うべき支援は、相談支援窓口の充実、ハローワーク等と連携した仕事のあっせん、職業訓練等が上位にあげられています。
- ・地域でできる生活困窮者支援として、本人や家族に相談窓口へ行くよう促すことや専門機関に相談すること等が上位にあげられ、フードドライブ等の取り組みは若い世代で、自治会や民生委員等への相談は高齢者層で回答が多い傾向がみられます。

##### (3) 地域包括ケア

- ・地域包括支援センターの認知度は5割台後半となっており、女性や年齢が高い層ほど認知度が高くなっています。地域包括支援センターの対応等についての満足度は対応の早さ・速さが最も高く、次いで経過や結果等の状況報告、悩みや相談がしやすい体制、専門的な見地からの助言・支援の順となっています。

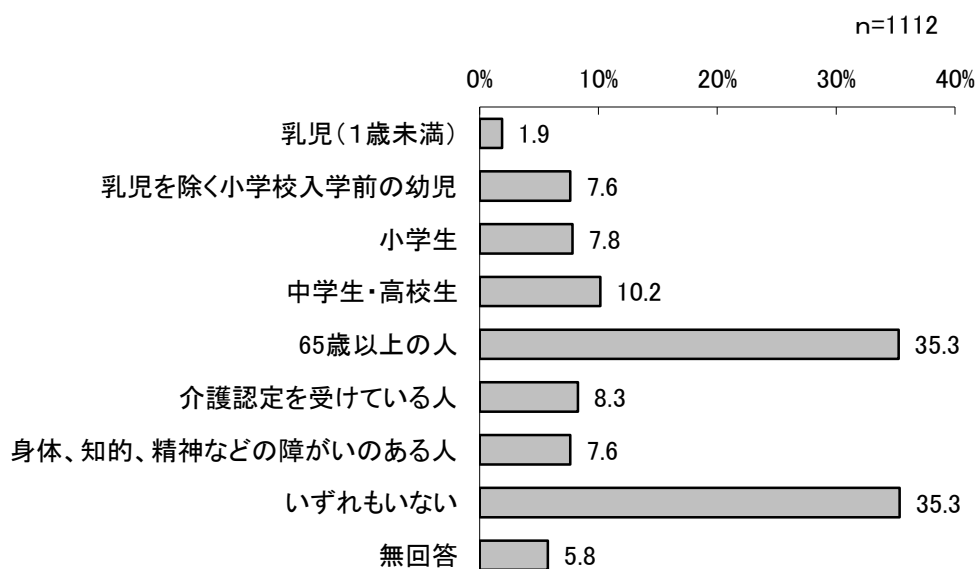
#### (4) 全体について

- ・福祉に関する情報を「入手できている」方の割合が約3割に対し、「入手できていない」は5割台半ばとなっており、年齢が低い層や池子小学校区、二世帯世帯で「入手できていない」の割合が高くなっています。
- ・福祉の情報の入手先は、広報ずしが約9割と特に高く、社会福祉協議会の広報誌「さくら貝」が3割台半ば、「自治会・町内会の回覧板」が2割台半ばとなっており、全体的に年齢が高い層ほど紙媒体や市の窓口で市内の福祉に関する情報を入手している割合が高くなっています。
- ・市の推進している5つの福祉施策について、最も関心が高いのは「健康や医療」、次いで「高齢者の福祉」、「地域福祉」、「子育て支援」、「障がい者の福祉」の順となっています。また、各福祉施策の満足度は高いものから「健康や医療」、「高齢者福祉」、「障がい者の福祉」、「子育て支援」、「地域福祉」の順となっています。

以下は、地域福祉に関する質問結果を抜粋したのになります。

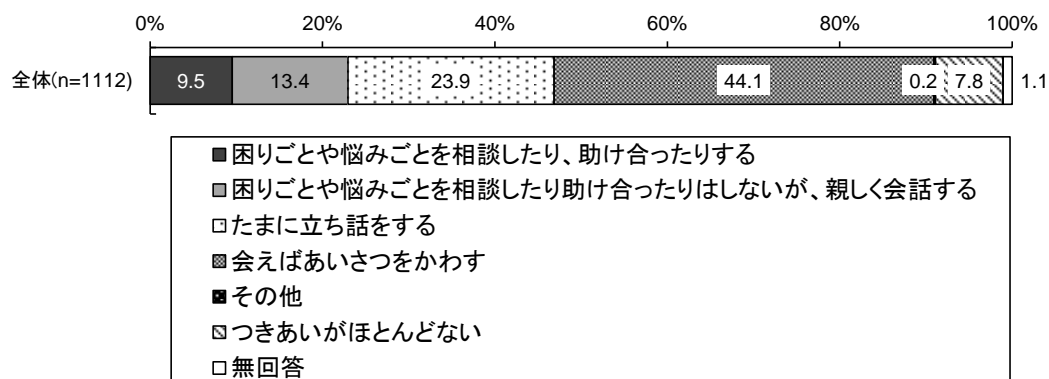
#### 1. 子育てや介護をしている割合

「65歳以上の人」の割合が35.3%と最も高く、次いで「中学生・高校生」が10.2%、「介護認定を受けている人」が8.3%となっています。一方、「いずれもない」は35.3%となっています。



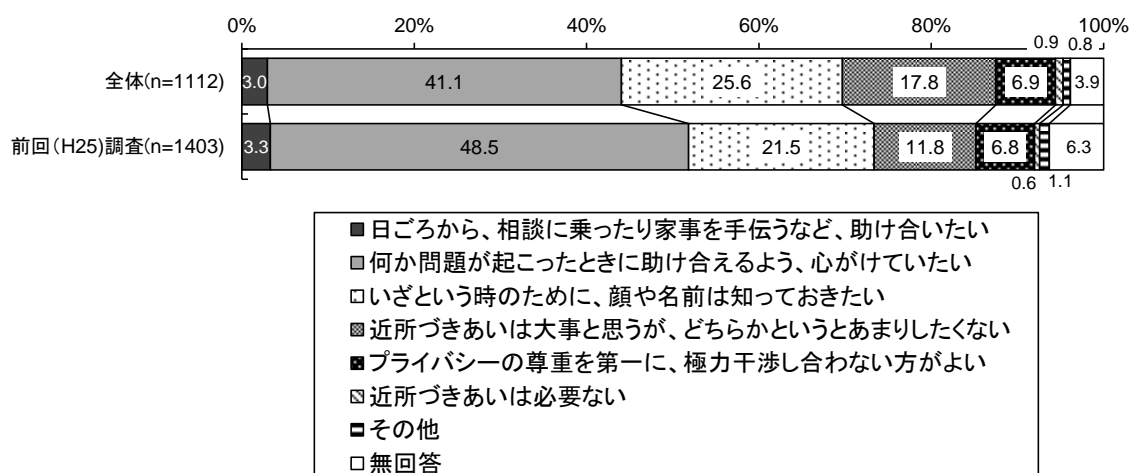
## 2. 近所の人との付き合いの頻度

「会えばあいさつをかわす」の割合が44.1%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする」が23.9%、「困りごとや悩みごとを相談したり助け合ったりはしないが、親しく会話する」が13.4%となっています。



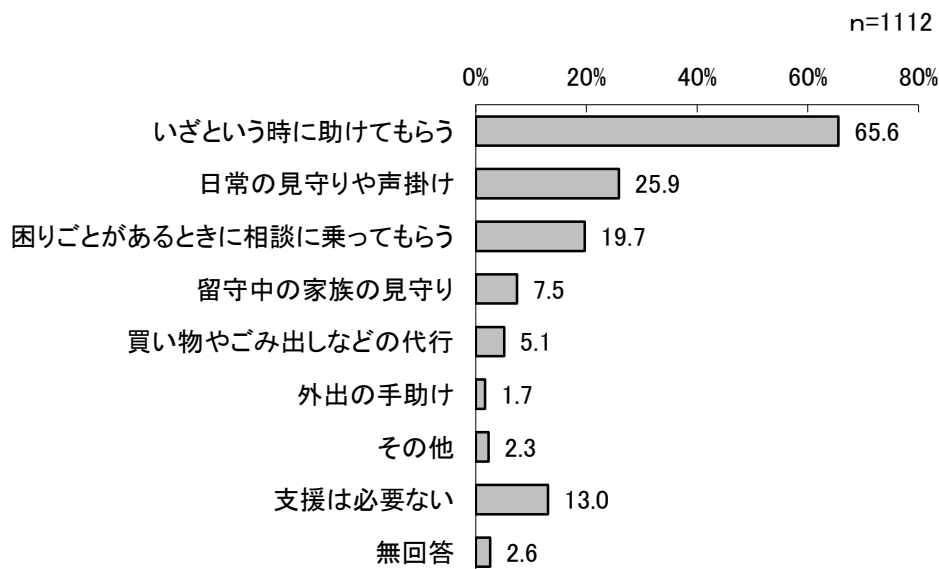
## 3. 近所づきあいについての考え方

「何か問題が起こったときに助け合えるよう、心がけていたい」の割合が41.1%と最も高く、次いで「いざという時のために、顔や名前は知っておきたい」が25.6%、「近所づきあいは大事と思うが、どちらかというともあまりしたくない」が17.8%となっています。



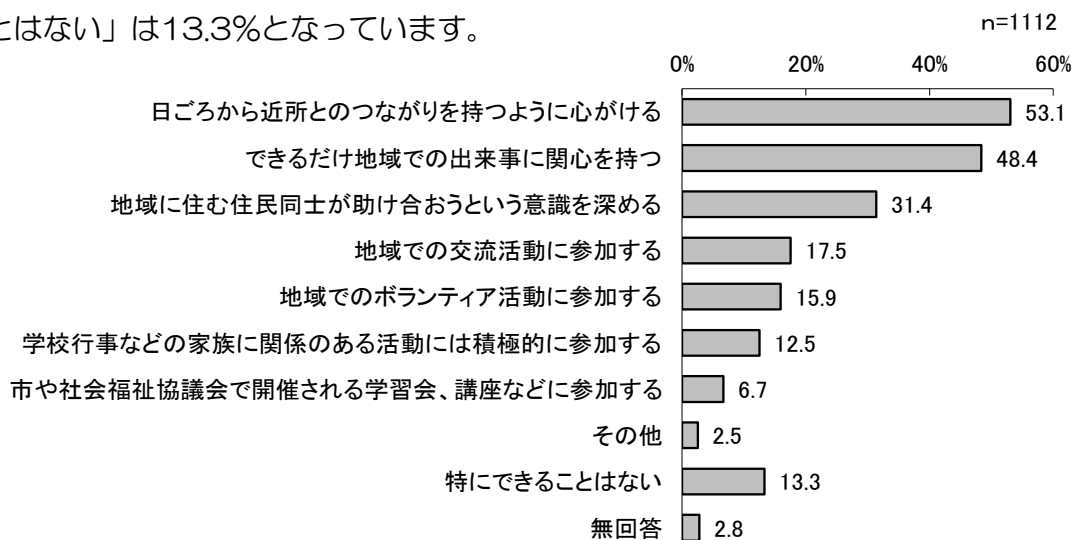
#### 4. 近所の人に手助けしてもらおうとしたら、どのようなことをしてほしいか

「いざという時に助けてもらう」の割合が65.6%と最も高く、次いで「日常の見守りや声掛け」が25.9%、「困りごとがあるときに相談に乗ってもらおう」が19.7%となっています。一方、「支援は必要ない」は13.0%となっています。



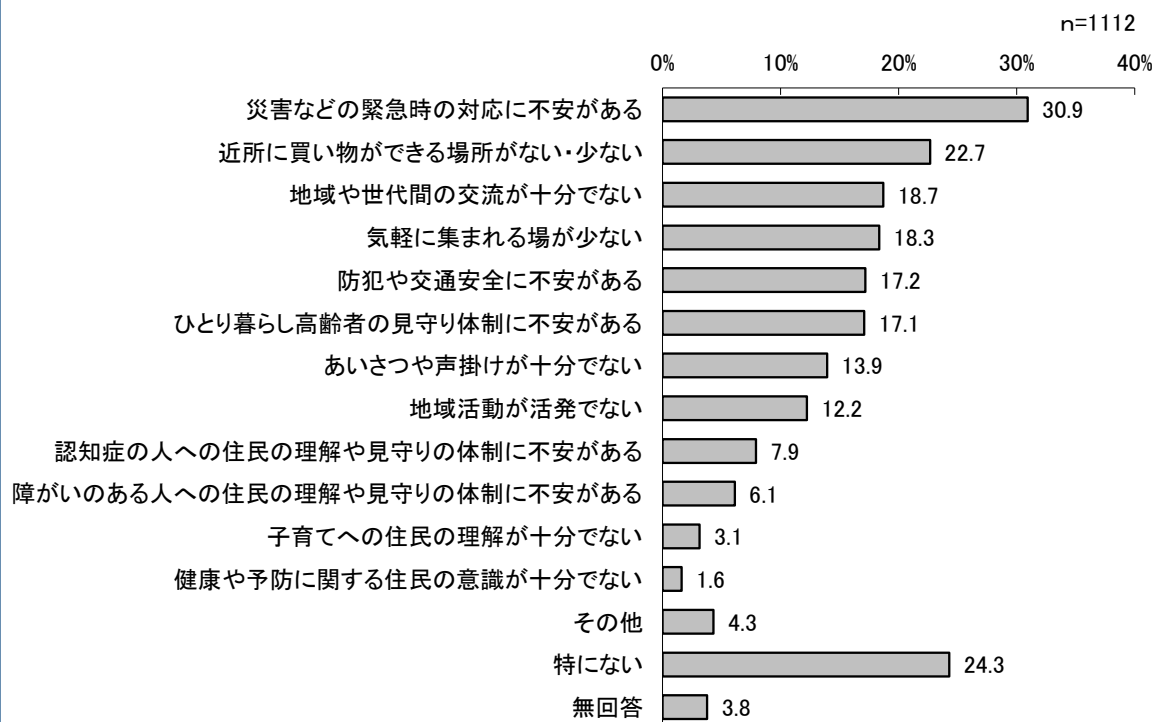
#### 5. 今後地域での助け合いを推進していくために、住民の一人としてあなたができることは。

「日ごろから近所とのつながりを持つように心がける」の割合が53.1%と最も高く、次いで「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が48.4%、「地域に住む住民同士が助け合おうという意識を深める」が31.4%となっています。一方、「特にできることはない」は13.3%となっています。



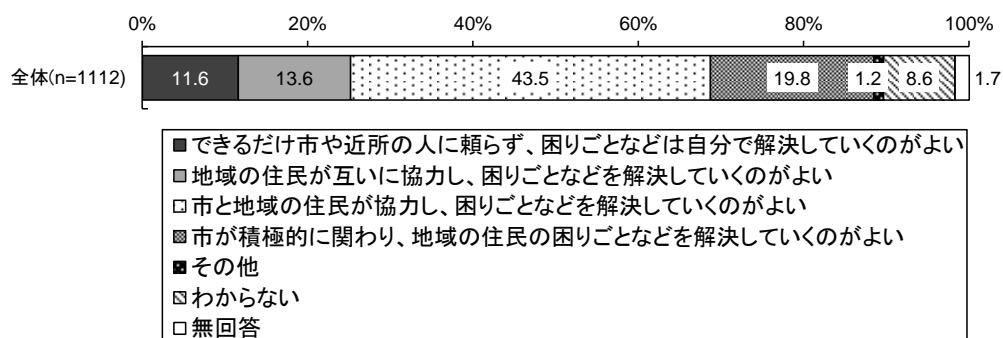
## 6. お住まいの地域であなたが気になっていること

「災害などの緊急時の対応に不安がある」の割合が30.9%と最も高く、次いで「近所に買い物ができる場所がない・少ない」が22.7%、「地域や世代間の交流が十分でない」が18.7%となっています。一方、「特にない」は24.3%となっています。



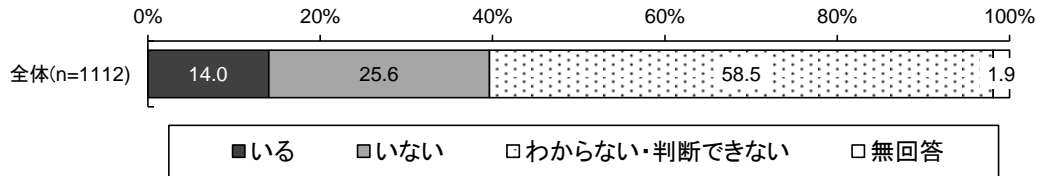
## 7. 地域における困りごとの解決方法について

「市と地域の住民が協力し、困りごとなどを解決していくのがよい」の割合が43.5%と最も高く、次いで「市が積極的に関わり、地域の住民の困りごとなどを解決していくのがよい」が19.8%、「地域の住民が互いに協力し、困りごとなどを解決していくのがよい」が13.6%となっています。

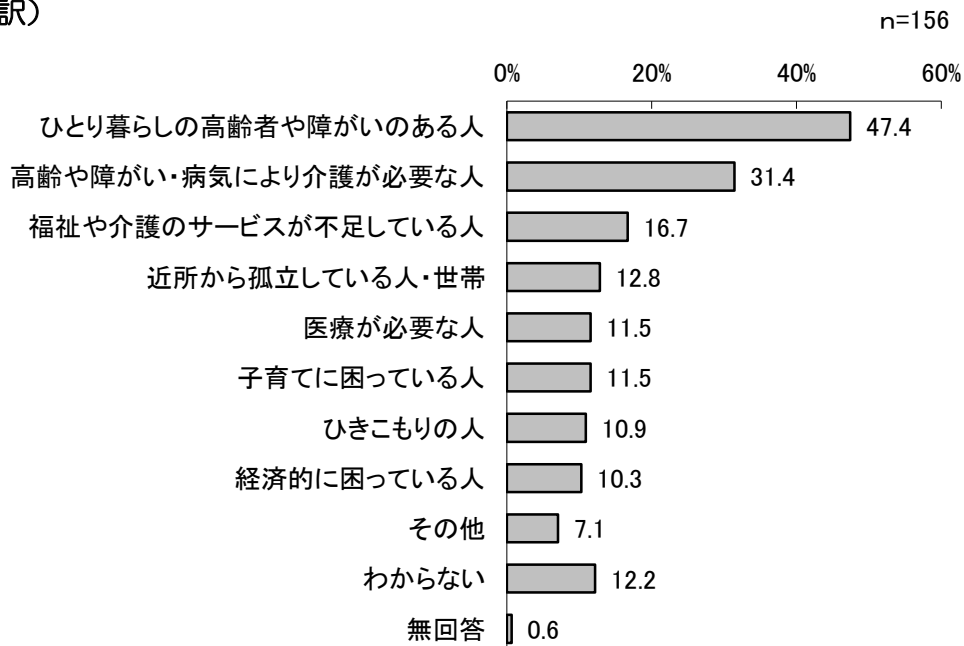


## 8. 近隣で困りごとを抱えていて行政や地域の支援が必要と感じる人の割合

「いる」が14.0%に対し、「いない」が25.6%、「わからない・判断できない」が58.5%となっています。

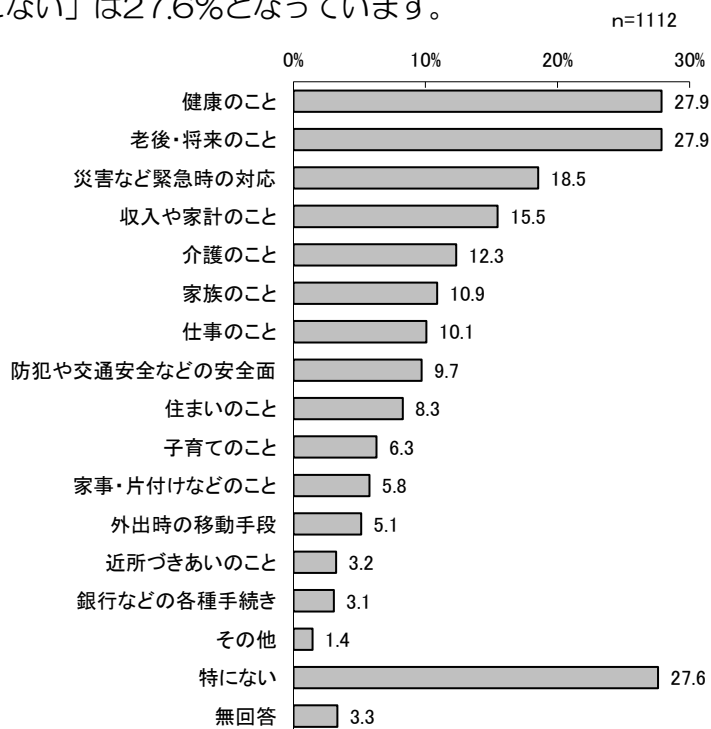


(内訳)



## 9. 日常生活での困りごとについて

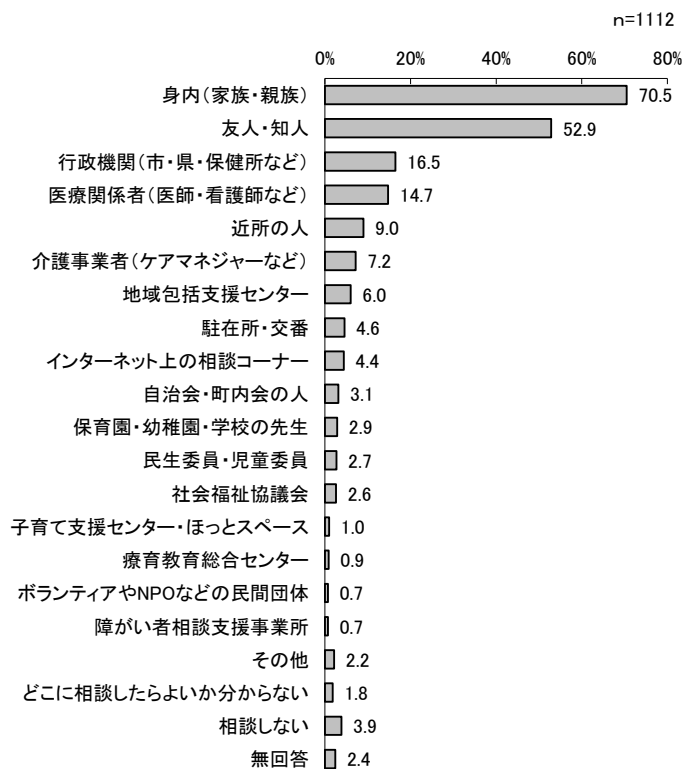
「健康のこと」「老後・将来のこと」の割合が27.9%と最も高く、次いで「災害など緊急時の対応」18.5%、「収入や家計のこと」が15.5%となっています。一方、「特にない」は27.6%となっています。





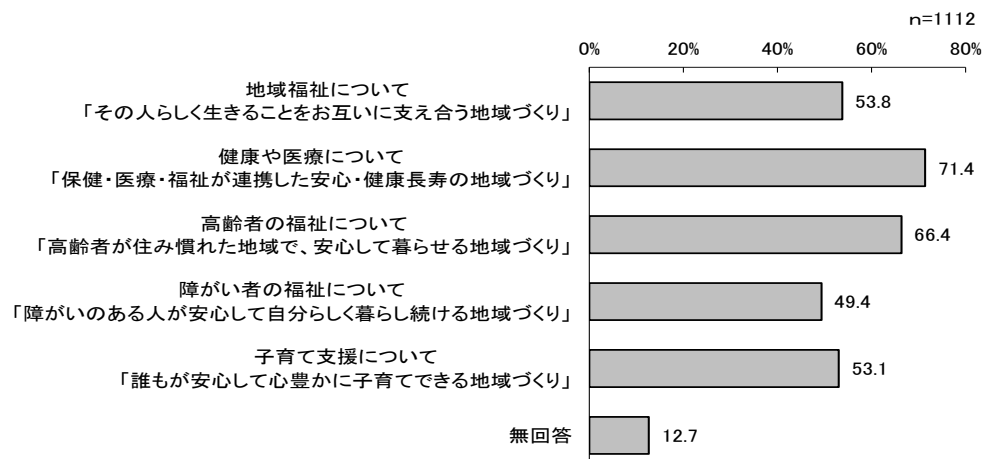
## 10. 悩みや困りごとを相談する場所について

「身内(家族・親族)」の割合が70.5%と最も高く、次いで「友人・知人」が52.9%、「行政機関(市・県・保健所など)」が16.5%となっています。



## 11. 関心のある福祉施策について

「健康や医療について『保健・医療・福祉が連携した安心・健康長寿の地域づくり』」の割合が71.4%と最も高く、次いで「高齢者の福祉について『高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり』」が66.4%、「地域福祉について『その人らしく生きることをお互いに支え合う地域づくり』」が53.8%となっています。



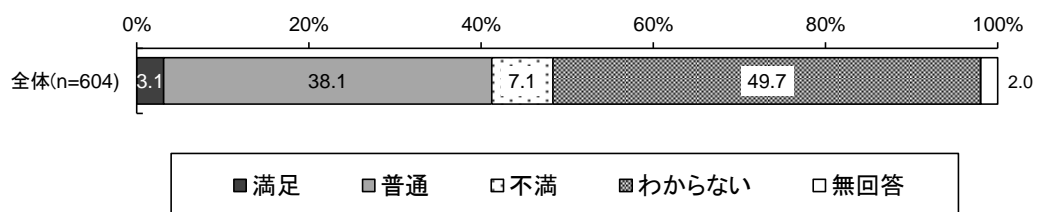
## 12. 関心がある福祉施策の満足度

### (1) 地域福祉について

「その人らしく生きることをお互いに支え合う地域づくり」

福祉教育活動、避難行動要支援者の支援、生活困窮者支援

「わからない」の割合が49.7%と最も高く、次いで「普通」が38.1%となっています。「不満」(7.1%)が「満足」(3.1%)を上回っています。

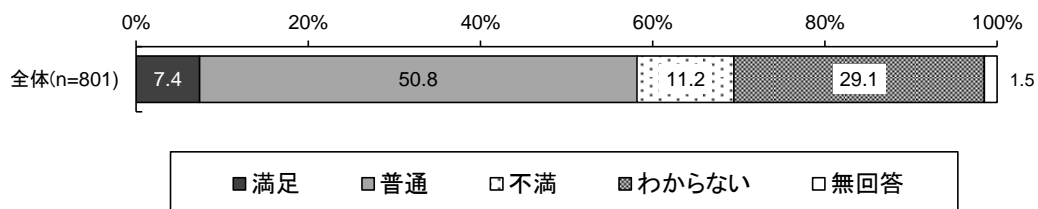


### (2) 健康や医療について

「保健・医療・福祉が連携した安心・健康長寿の地域づくり」

健康づくり、健診・検診、地域医療

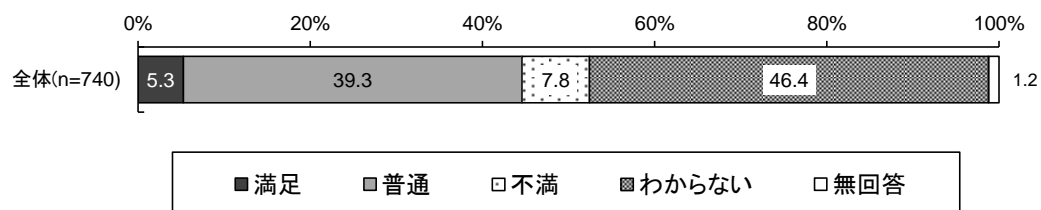
「普通」の割合が50.8%と最も高く、次いで「わからない」が29.1%となっています。「不満」(11.2%)が「満足」(7.4%)を上回っています。



### (3) 高齢者の福祉について

「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域づくり」  
地域包括ケアシステム、介護予防、認知症支援、「生活の質」が持続できるまちづくり

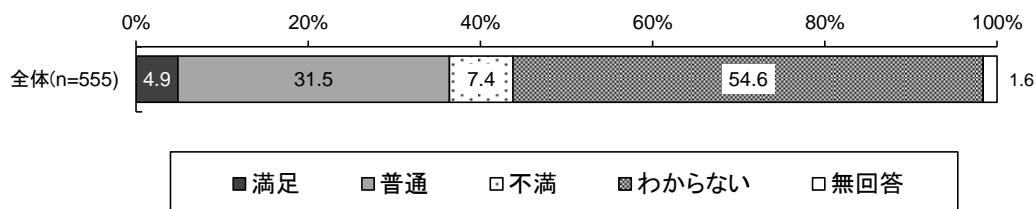
「わからない」の割合が46.4%と最も高く、次いで「普通」が39.3%となっています。「不満」(7.8%)が「満足」(5.3%)を上回っています。



### (4) 障がい者の福祉について

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らし続ける地域づくり」  
障がいのある子どもへの継続的支援、グループホームなどの居住の場の確保、就労の支援・雇用、障がいの理解

「わからない」の割合が54.6%と最も高く、次いで「普通」が31.5%となっています。「不満」(7.4%)が「満足」(4.9%)を上回っています。

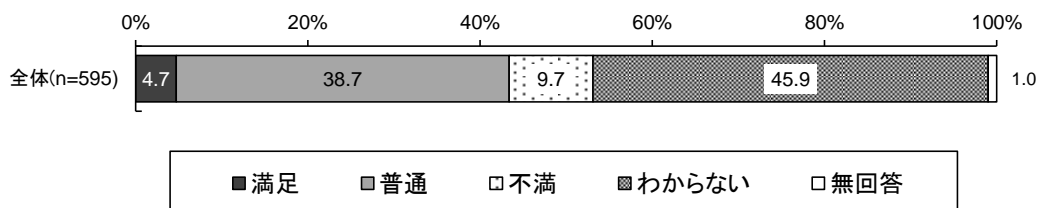


(5) 子育て支援について

「誰もが安心して心豊かに子育てできる地域づくり」

子育てネットワーク、子ども・親子の居場所づくり、子育てと仕事の両立、妊産婦への支援、相談窓口・体制の充実

「わからない」の割合が45.9%と最も高く、次いで「普通」が38.7%となっています。「不満」(9.7%)が「満足」(4.7%)を上回っています。



13. その他

逗子市では、地域住民が「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、互いを尊重し共に生きることを基盤とした「地域共生社会」の実現に向けて、次期「地域福祉計画」などを策定します。「地域共生社会の実現を進めていくためにはどうしたらよいか」のご意見

(1, 112人中 193人から回答があり、複数の内容に関して記入されたものを内容別に分類すると合計は250件でした。)

分類	件数
地域の交流・支え合いの推進	43
行政全般	27
情報発信の充実	25
道路・交通環境の整備	12
災害時対応	12
福祉環境の整備・充実	10
高齢者の社会参加推進	8
団体・ボランティア支援	8
市民協働・地域活性化の推進	7
相談体制の整備・充実	7
多世代交流の促進	7
新型コロナウイルスへの対応	7
医療環境の整備・充実	6

高齢者の見守り	6
教育環境・福祉教育の充実	5
若者に魅力あるまちづくり	4
プライバシー・個人情報保護	4
アウトリーチ支援	4
福祉に関する意識	3
子育て支援の充実	3
生活困窮者支援	2
空き家・ゴミ屋敷対策	2
ひとり親支援	2
買物支援	2
経済的支援	1
オンライン環境の整備	1
バリアフリー推進	1
異業種・異分野連携の促進	1
高齢者の健康づくり	1
その他	29
合計	250

### 第3節 個別意見（抜粋）

#### 【地域の交流・支え合いの推進】

##### 課題

・最近自然災害も増えているので、もう少し地域の方と交流し、何かあったらお互いに助け合える関係を築けるきっかけが欲しいと思います。

（男性、10・20歳代、逗子小学校区）

・互いを尊重し共に生きるという考え方にとっても賛成しますが、具体的にどう行動すべきなのかわかりません。20代という世代だからこそ出来ることがあると思いますし、助け合いたい気持ちはありますが、近所の方と繋がるきっかけや、困り事を知る方法がありません。繋いでくれる仕組みがあるとうれしいと思います。上手くいっているモデルケースのようなものを紹介してくれるとイメージがわかっていいのではと思います。応援しています。

（女性、10・20歳代、逗子小学校区）

・最近新しいマンションやアパートが増え、移住されてきた方も増えていると思いますので、地域になじめる声かけやサポート、情報提供が充実していくといいと感じます。

（女性、30歳代、久木小学校区）

・地域での近隣の方との関わりがとても希薄で気楽さのある反面、どんな人がそばに住んでいるのか知りたい気持ちもあるので、近隣の人と関わるまたは顔見知りになれる程度の何かがあれば参加したい。出来れば子連れで参加して、今後続くものに出来たら安心。子持ちの親同士が知り合い助け合えるきっかけづくりになるとと思います。

（男性、40歳代、沼間小学校区）

・逗子市では自己完結で生活されている方が多いので、“支える”“支えられる”に慣れていないのではないかと思います。（男性、50歳代、逗子小学校区）

・「地域共生」の考えは地域差があるので、市の力が必要です。地域包括から地域の特色を聞きぜひ町内会に働きかけニーズ調査をしていただきたいです。それからヘルプカード作っていただきたいです。認知症の人でも幼児がいるお母さんでも助けがほしい時にこちらが声をかけやすいカードがあれば助かります。よろしくお願いします。

（女性、60歳代、逗子小学校区）

・最近、若い子供さんのいる住民が増えつつあり、それによって「子供つながり」は出来ているが、元からいる中・高齢世帯とは連携がありません。「災対」「防災」なら共通テーマになりうるので、それを切り口に「地域の人顔がわかる、話せる」ように持って行っては？(コロナ後ですが。)

(男性、60歳代、久木小学校区)

・昔から「向こう三軒両隣」と言いますが、良い事だと思います。それを実行していきたいです。

(女性、70歳代、池子小学校区)

・地域共生社会の考え方に賛成です。その実現のためにどうすればいいのかについて現在も働いている私自身考える時間がありませんが、80歳を超えた今深く考える必要があると思います。支える側から支えられる側へと近い将来置かれる立場が変わる訳ですから、真剣に考えるべきだと思っています。そうした機会を与えてくれたことに心から感謝します。

(男性、80歳以上、久木小学校区)

## 2 関係団体意見から見た地域福祉の現状と課題

### 第1節 関係団体意見聴取結果



## 第1節 関係団体意見聴取結果

実際に地域で活動を行っている方を対象に、地域福祉課題や他団体との連携についての考え方、団体が持っている課題等を把握することを目的に、ヒアリング調査を行いました。

### 【調査方法】

対象団体：(1) 住民団体 (2) 当事者団体 (3) 支援者団体（専門職団体を含む）  
(4) 社会福祉法人 合計 15 団体程度

実施団体種別	実施団体数
地域活動団体① (支援者団体・当事者団体)	6 団体
地域活動団体② (支援者団体・当事者団体)	4 団体
専門職団体・社会福祉法人	6 団体
住民団体	3 団体

実施方法：ヒアリングテーマを事前に通知したうえで、対面によるインタビューを実施。  
グループヒアリング（グループインタビュー）方式を採用

ヒアリングテーマ：

- (1) 対象団体が持っている課題
- (2) コロナ禍による対象団体の活動への影響  
(コロナ禍の前からあったもの・コロナ禍により深刻化したもの)
- (3) 他の団体との連携の状況と今後の方向性
- (4) 対象団体が把握している地域福祉課題

実施時期：令和4年1月下旬

調査結果（概要）

(1) 対象団体が持っている課題・(4) 対象団体が把握している地域福祉課題を中心に、ヒアリング調査の結果からの課題等を、以下に取りまとめます。

課題は、団体としての課題と、それ以外の、団体所属メンバー個々が抱える課題等とに分かれます。まず、前者の“団体としての課題”では、多くの団体でメンバーの高齢化、後継者不足やそれに伴う会員数の減少と、役員のなり手がいないこと等が挙げられました。また、改善のために新規加入を図ろうにも、自治会等の“地縁型団体”・ボランティア団体などの

“テーマ型（ソサエティ型）団体”のいずれにおいても「個人情報の壁」に阻まれている現状が示されました。福祉等の法人では、人材が不足しており、その確保が課題となっていることも示されています。

自治会等の活動について知り、参加してもらうのに、地域での清掃・環境美化の行事をきっかけにしたり、「あいさつ運動」を推進したりして地域の中で「顔の見える関係づくり」をもっと進めていくことが提案されています。

所属メンバーの抱える課題を含めた「地域福祉」に関する課題については、生活課題等の複雑化・複合化の進行が指摘されました。また、困っている人は、貧困等で悩む子どもなど多くの場合「困っている」とは言わないことが課題となることも指摘されています。逗子市は、地形が起伏に富み、生活環境等も結構多様であり、課題も複雑・多様であるとの声も示されました。

さらに、防災体制の一層の整備が不可欠であることも言及されましたが、そのための重要なツールになると考えられる「逗子市避難行動要支援者避難支援制度」について、支援対象者1人に対して「サブサポーター」など複数のサポーターが付くといった仕組みの強化等を検討しながら一層の周知、登録の推進を図っていくこと等が提案されています。

専門的に支援を行う「地域包括支援センター」に関して、制度設計時に本来求められていた、高齢者だけでなく各課題の「総合相談」の機能等が改めて要求される情勢になってきているため、どう対応していくか、市が大きな方向性を考えることが大切になるといった課題も挙げられています。

いずれの課題等の解決・対応に際しても連携・ネットワークの構築・強化が重要になることが言及され、中でもボランティア団体と自治会、保育園等と民生委員児童委員、「住民自治協議会」と民生委員児童委員、「青少年指導員連絡協議会」と「自主防災組織」、「ボランティア連絡協議会」での各ボランティア団体間の連携や多職種連携、「在宅医療・介護」の一層の連携等の重要性が挙げられました。

いわゆる“コロナ禍”については、「子ども食堂」が担ってきた子ども等の「居場所」としての機能や学習指導等ができなくなって途切れてしまったり、保育園の地域での子育て支援の活動の幅・機会が狭まったり、特養ホームの支援ボランティアが来なくなってしまい、その休止期間の間にボランティアの団体が解散したり、もともと厳しい状況だった障がい当事者の就労先がさらに減少するなど、各分野で多大な影響を与えたことが示されました。

医療関係の法人では、非常に業務繁忙になりました。反面、保育園で外からの目を気にして慌ただしく子どもたちの行事等での体裁を整えていく必要が無くなり、それにとらわれなくなったといった良い影響も挙げられました。